

イタリア憲法における人権保障と歐州人権条約

庄 司 克 宏
史 彦^{*} 宏

はじめに

本稿では、イタリア憲法における人権保障と歐州人権条約の関係を考察する。

まず前提として、イタリアは、イタリア憲法第一一条により、諸国間の平和と正義を確保する制度に必要な主権の制限に同意するとし、よつてイタリアでは、同第一一条、および、条約の法律による批准承認を規定したイタリア憲法第八〇条⁽²⁾にもとづき、主権を制限する条約の通常法律による批准承認、ないし施行命令が認められている⁽³⁾。そのような具体例として今のところ唯一挙げられるのはEU基本条約のみである。

EU基本条約は、イタリア憲法第八〇条にしたがい批准承認および施行命令されているが、このEU基本条約にもとづくEU法は、直接適用可能であり、EU派生法ないしEU司法裁判所の判決を含めて、イタリア憲法第一一条を根拠として、イタリア憲法の基本原則および不可侵の人権に反しない限り、イタリア法に対し優越する。そのため、第一に、国内裁判所は国内法がEU法と抵触せず適合するように解釈適用しなければならない（適合解釈）。第二に、適合解釈が不可能な場合には国内裁判所（および行政機関等）はEU法に抵触する国内法を適用排除しなければならない。第三に、EU法が国内法秩序には存在しなかつた権利を私人に付与する場合、直接効果を生ずる。第四に、加盟国がEU法に違反した結果として損害が発生した場合、EU法上の損害賠償責任が発生する。⁽⁵⁾ このように、EU法は、付与された権限範囲内においてイタリア法に対して優越する結果、イタリアの主権を制限するが、この主権の制限の根拠となつているのがイタリア憲法第一一条である。

一方、欧州人権条約は、どのような性質を有しているであろうか。欧州人権条約は、国際人権規約等の一般的な人権条約と異なる特徴を備えている。すなわち、国連の主な人権条約の場合、締約国が条約違反を行つたとき、条約が設置した委員会への国家報告制度や個人通報制度を通じて、委員会が条約違反の有無を審査し勧告を決定するが、これに法的拘束力はない。⁽⁶⁾ 国連の主な人権条約には、拘束力ある判決を出せる人権裁判所の設置を認めたものはまだない⁽⁷⁾のである。これに反して、欧州人権条約の場合、締約国が欧州人権条約違反を行つたとき、欧州人権裁判所への国家または個人申立てにより、訴訟が行われ、同裁判所は、欧州人権条約違反の締約国に対し、違反の是正を命じる拘束力を有する判決を下すことができる。⁽⁸⁾ このような欧州人権条約ないし欧州人権裁判所の判例法は、イタリアの主権を制限するのであろうか、つまり、イタリア憲法第一一条にもとづき直接適用可能であり、イタリア法に優越し、

EU法同様、条件を満たせば直接効果を有するのであろうか。

本稿では、同議論について、判例を確認しつつ、学説の検討を行う。

一 EU法とイタリア法

一般的な国際条約の法的性質が各締約国の憲法にもとづき決定された国際条約に基礎を置くにも関わらず、その法的性質は、一般的な国際条約として各加盟国の憲法にもとづき決定されるのではなく、新たな法秩序たるEU法として、EU法自体により決定される⁽⁹⁾。

では、歐州人権条約の法的性質は、一般的な国際条約として、各締約国の憲法にもとづき決定されるのか、それともEU法の一部としてEU法により決定されるのか。結論としては、歐州人権条約の法的性質は、EU法の適用範囲外では各締約国の憲法にもとづき決定されるが、EU法の適用範囲内では、EU法上の基本権に該当する場合、EU法の問題であるので、各締約国の憲法ではなく、EU法により決定される。そこで、以下ではEU法の性質を確認する。

(二) EU法の優越性

EU法は、国内法がEU法に抵触する場合、国内法秩序における当該国内法の地位にかかわらず、常に国内法に対し優先する。そのため、第一に、国内裁判所は国内法がEU法と抵触せず適合するように解釈適用しなければならない。第二に、適合解釈が不可能な場合には国内裁判所（および行政機関等）はEU法に抵触する国内法を適用排除し

なければならない。第三に、EU法が国内法秩序には存在しなかつた権利を私人に付与し、直接効果を生ずる場合がある。また第四に、加盟国がEU法に違反した結果として損害が発生した場合、EU法上の損害賠償責任が発生する。⁽¹⁰⁾ このようなEU法の優越性は、各加盟国が主権の一部を制限ないし委譲することによりEUを創設したことの帰結である。⁽¹¹⁾ このようにEU法が各加盟国の主権の制限にもとづく点は、一般的な国際条約には見られない特徴であり、EU法が新たな法秩序たる所以である。

一方、加盟国の側は、こうした加盟国の主権の制限にもとづくEU法の加盟国法に対する優越性の要請を、自國が主権の制限を受け容れるのと同時に、EUに付与した権限の範囲内において受け容れてきた。イタリアも、イタリアのEU加盟の根拠であるイタリア憲法第一一条にもとづき、糺余曲折を経ながらも、一般的な国際条約とは異なるEU法の新たな法秩序としての要請を受け容れてきている。⁽¹²⁾

(二) EU法の優越性に対する対抗限界 (*contro-limiti*)

他方で、加盟国の一⁽¹³⁾部は、EU法の加盟国法に対する優越性の要請を受け容れると同時に、一定の留保を示してきた。⁽¹⁴⁾ イタリアも、イタリア憲法の基本原則および不可侵の人権にEU法が抵触するような事態においては、EU法のイタリア法に対する優越性を否定する姿勢をとつてきている。EU法の優越性に対するイタリア憲法のこのようない留保は、「対抗限界 (*controlimiti*)」と呼ばれる。⁽¹⁵⁾

対抗限界が示された背景には、当初、EU法における基本権保障が不十分であると加盟国側から考えられていたことがある。そのような背景のもと、対抗限界には以下のようない意義があつた。すなわち、EU加盟国は、自らの主権

を制限することによりEU法という新たな法秩序を創設したのであるが、そのEU法は加盟国法に対する優越性を要請するものであった。しかし、EU法自体は基本権保障が不十分な状態であり、そのようなEU法が基本権保障を備えた各加盟国法に対して無条件に優越するのであれば、基本権が保障されない空白の領域が生じてしまう。そのような事態を防ぐためイタリア憲法裁判所が提示したのが、EU法の加盟国法に対する優越性に対する対抗限界であつた。⁽¹⁶⁾ 具体的な対抗限界の例としては、San Michele 事件判決において、司法保護の原則が例示されたのがその萌芽である。⁽¹⁷⁾ その後イタリア憲法裁判所は、Frontini 事件判決で、EU規則が憲法の根本的原則や不可侵の人権を侵害する場合の、「EU基本」条約（批准施行法律）の憲法審査権を留保すると明確に示し、以降の判決においても繰り返し確認している。⁽¹⁸⁾ ただ、実体的な面で対抗限界によりイタリア憲法裁判所がEU法の優越性を否定した事例は今のところない⁽¹⁹⁾。

二 欧州人権条約とイタリア法——EU法の適用範囲内の欧州人権条約とイタリア法

先に述べたように、欧州人権条約規定の法的性質は、EU法の適用範囲外では各締約国の憲法にもとづき決定されるが、EU法の適用範囲内では、EU法により決定される。そこで、以下では、EU法の適用範囲内における欧州人権条約とイタリア法の関係を確認する。その後、EU法の適用範囲外におけるイタリア憲法にもとづく欧州人権条約の法的性質を確認する。

（二）EUにおける基本権保障の進展

EUの前身であるEECは、欧洲審議会等と違つて、経済的実体集団として設立され、個人の権利の保護統一を目的としていなかつたため、基本権憲章を備えていなかつた。しかし、一九六〇年代後半から現在に至るまで、EU司法裁判所は、特に欧洲議会の支持を得て、基本権保障に関する不文の原則を固めてきた。それらは、基本的権利がEU法の一般原則の不可欠の一部であること、EU法制度内の人権保護の根拠を明確にするために加盟国の国家制度の憲法伝統や共通の原則を参考にすること、欧洲人権条約等の人権保護に関する国際条約を参照することなどである。このようなEU司法裁判所の判例は、一九九三年マーストリヒト条約版EU条約第F条二項に明文化された⁽²⁰⁾。さらに、一九九六年六月に欧洲理事会においてEU基本権憲章を制定することが合意され、二〇〇〇年末には宣言として採択された。EU基本権憲章は、二〇〇九年になりようやく、リスボン条約によつて、EUの基本権目録として、EU基本条約と同等の法的効力を付与され、さらにEUによる欧洲人権条約への加入もEU基本条約に規定されるに至つた（EU条約第六条）。

（二）EU法の基本権にもとづく審査権の範囲

EU法の一般原則の一部である基本権にもとづく審査権の範囲は、EU諸機関の行為、および加盟国の行為のうち、第一に加盟国がEU立法を実施する場合、第二にEU司法裁判所がEU要件から適用除外を受ける国内措置の効力を審査する場合、第三にある特定のEU実体法規範が当該状況に適用可能である場合⁽²²⁾である⁽²³⁾。これらの場合以外の、EU法の適用領域に該当しない事案に関しては、司法裁判所は管轄を有しない。

この点について、中絶が禁止されているアイルランドで、中絶が合法である他の加盟国の中絶施設についての情報を、当該中絶施設と無関係に、学生団体が情報提供することを禁止することは、EU法ないし欧州人権条約第一〇条一項「表現の自由」に反するかが問われた一九九一年 Grogan 事件判決において、司法裁判所は以下のように述べている。

「国内立法が「EU」法の適用範囲内にある場合に、先決判決を求められたとき、本裁判所は、当該国内立法の基本権（特に欧州人権条約に規定された基本権）との適合性の審査を可能にするために必要なすべての解釈要素を国内裁判所に提供せねばならない。一方、「EU」法の射程外にある国内立法に関しては、そのような管轄を本裁判所は有しない⁽²⁴⁾」。

つまり、欧州人権条約に規定された基本権の法的性質は、EU法の適用範囲内では、EU法上の基本権の一部として認められる場合、EU法により決定される。反対に、欧州人権条約に規定された基本権の法的性質は、EU法の適用領域外においては、加盟国憲法によつて決定されるのである。

(三) リスボン条約以降の欧州人権条約

二〇〇九年の里斯ボン条約によるEU基本条約の改正の結果さらに進展したEUの基本権保障枠組において、欧州人権条約は三つの法源性を有する。

第一に、EU条約第六条一項により、一〇〇〇年に法的拘束力のない宣言として採択されたEU基本権憲章に、EU基本条約と同等の法的価値が認められた点との関連性である。EU基本権憲章の規定には、欧州人権条約の規定

と重複するものがある。EU基本権憲章第五二条三項⁽²⁵⁾によれば、歐州人権条約の規定と重複するEU基本権憲章の規定は、歐州人権条約規定の基準に照らして解釈、適用されることになる。したがって、EU基本権憲章の規定と重複する歐州人権条約の規定は、EU基本権憲章を媒介として、EU法に取り込まれるのである（「同等性条項」）。

ただし、EU条約第六条一項によれば、EU基本権憲章はEUの権限を拡大するものではない。この点については、リスボン条約附属宣言一や、EU基本権憲章第五二条二項⁽²⁶⁾によつても確認されている。すなわち、EU基本権憲章の適用範囲は、EU諸機関やEU法を実施する加盟国の行為（EU基本権憲章第五一条一項⁽²⁸⁾）、つまりEU法の射程内にとどまるものであつて、加盟国の国内法上の基本権保障に直接影響を及ぼすものではない。したがって、EU基本権憲章と重複する歐州人権条約の規定も、その適用範囲はEU法の射程内に限定される。

第二に、EU条約第六条二項規定の歐州人権条約であるが、同項は、EUによる歐州人権条約への将来の加入を規定している。実際にEUが歐州人権条約に加入すれば、現在のように歐州人権条約締約当事者ではないEUによる歐州人権条約違反の責任を歐州人権条約締約国であるEU加盟国が負う状況から、歐州人権条約締約当事者となるEUが直接、歐州人権条約違反の責任を負うこととなる。したがつて、歐州人権条約法は、それ自体かつ全体がEUを拘束する法規範となる。

ただし、EU基本権憲章への法的拘束力の付与と同様、EU条約第六条二項によれば、EUによる歐州人権条約への加入は、EUの権限を拡大するものではない。すなわち、EUが加入する歐州人権条約の規定の適用範囲も、EU法の射程内に限定される。

第三に、EU条約第六条三項規定のEU法の一般原則は、加盟国に共通の憲法的伝統に由来し、かつ歐州人権条約

により保障される基本権に着想を得るという、従前の判例法を明文化したマーストリヒト条約版EU条約第F条二項を受け継いだものである。EU法の一般原則と認められる歐州人権条約の基本権は、EU法の一般原則として、EU法に取り込まれるのである。

そしてEU条約第六条三項の規定は、マーストリヒト条約版EU条約第F条二項の規定を受け継いだものであるので、特にEU権限を拡大するものではない。したがつて、EU法の一般原則と認められる歐州人権条約の規定の適用範囲も、EU法の射程内に限定される。

これらの規定から明らかなのは、リスボン条約によるEU基本条約の改正は、基本権に関するEUの権限をいすれにしろ拡大するものではないという点である。つまり、EU条約第六条に規定されたいずれかの形でEU法の一部となる歐州人権条約がEUないし加盟国を拘束するのは、リスボン条約以前とかわらず、事案がEU法の射程内にある場合に限られる。EUは、EU法の射程外の事案における歐州人権条約と加盟国法の関係をEUレベルで共通化するわけではないので、リスボン条約以前と同様、EU法の射程外の事案における歐州人権条約と加盟国法の関係が、国内法によつて規律される事項である点に変更はない。

三 欧州人権条約とイタリア法——EU法の適用範囲外の歐州人権条約とイタリア法

先に述べたように、歐州人権条約の法的性質は、EU法の適用範囲内ではEU法の一部としてEU法により決定されるが、EU法の適用範囲外では各締約国の憲法にもとづき決定される。そこで、以下では、EU法の適用範囲外におけるイタリア憲法にもとづく歐州人権条約の法的性質を確認する。

（二）イタリアと歐州人権条約

イタリアは、歐州人権条約の起草段階に参加し、署名の場を提供し、かつ最初に署名した一〇ヶ国の一国である。イタリアは、一九五〇年一一月四日に歐州人権条約に署名し、一九五五年一〇月二十五日に批准した。イタリアはその際、留保を行なっていない。イタリアはその後一九七三年には個人申立制度を受諾し、以降多くの申立が行われてきた²⁹。一九五九年から一〇一二年までの統計によれば、イタリアに対する判決は二三三九件で、歐州人権条約締約国のなかではトルコに次いで二番目に件数の多い締約国であり、そのうちなんらかの条約違反が認定されたのは一六八七件で、やはりトルコに次いで二番目に件数の多い締約国となっている。³⁰ イタリアを相手取った申立の数が非常に多い原因には、イタリアでは歐州人権条約の国内法に対する優越が認められていないこと、歐州人権条約の直接適用可能性について争いがあること、憲法裁判所への申立が裁判官および国家機関に限定され、個人による申立が認められないこと³¹、およびイタリア裁判所が歐州人権裁判所判例と一線を画すことが多かつたこと等が挙げられる。³²

（三）歐州人権条約の批准・施行

イタリアでは、歐州人権条約は、一九五五年八月四日付法律第八四八号（以下、「一九五五年法律八四八号」）により、批准承認および施行命令が行われた。一九五五年法律八四八号の第一条は、歐州人権条約および各追加議定書の批准のイタリア議会による承認を規定し、同第二条は、国内における完全な施行の命令を規定している。³³ 欧州人権条約および各追加議定書は、一九五五年一〇月二六日に発効した。³⁴

歐州人権条約は、国際人権規約を含む一般的な国際条約と同様、施行命令を規定する法的行為と同等の序列に属す

るため、通常の法律と同等の序列を有する⁽³⁷⁾。そのため、後法優越の原則の適用により、国内後法が優先される可能性があつた。

(三) 欧州人権条約の序列の問題

しかし、学説には、歐州人権条約の独特の内容およびその人権保護という目的から、法律に優る権威 (authority) を同条約に与えるための理論や、憲法上の根拠を主張するものがあつた。そのなかには、一般的な国際条約の場合と同様に、国内後法があいまいである場合、国家が先に引き受けている国際的義務を尊重できるように国内後法を解釈せねばならないという適合性の推定の理論⁽³⁸⁾や、特別法優越の原則を歐州人権条約に適用し、特別法たる歐州人権条約の一般法たる法律に対する優位を主張する説⁽³⁹⁾、さらに、締結した国際条約による規律と同様に国内で規律していた一定の問題を、以後国際条約による規律と異なる態様で規律するという意図と、すでに引き受けた国際的な約定を破棄するという二重の意図が明確な場合のみに、国内後法が条約に優越するとする「条約の特別性」の理論も主張された。⁽⁴⁰⁾

イタリア憲法上の根拠としては、イタリア憲法第一〇条一項にもとづき、歐州人権条約の優越を主張する学説もあつた。⁽⁴¹⁾しかし、同条にもとづいた歐州人権条約の法律に対する優位の主張に対し、イタリア憲法裁判所は一貫して否定的な判示を堅持している。⁽⁴²⁾

また、イタリア憲法第二条の規定が、国内法の人権と国際法の人権との双方の保護のために「開かれた規定」(open clause) であるという主張もなされた。⁽⁴³⁾

また、EU法のイタリア法に対する優越性の根拠となつてているイタリア憲法第一一条にもとづく歐州人権条約の優

越性も主張されている。ヨーロッパにおける人権保障を目的とする歐州人権条約は、人権保障を通じて「諸国家間の平和と正義を確保する」（イタリア憲法第二一条）制度であり、そのための「主権の制限」という文言は、EUを念頭においた「立法、行政、および司法機能の実施のための国家権限の制限」という厳格な意味でのみ解釈されるべきではなく、歐州人権条約等のEU以外の人権条約機構をも包含する意味で解釈されるべきであるという主張である。⁴⁶

（四）歐州人権条約の「EU法化」

さらに、司法裁判所が一九七〇年代頃より、EU法の一般原則として歐州人権条約の諸権利に言及を開始し、そのような判例を明文化するものとして、一九九三年マーストリヒト条約版EU条約第F条が「連合は、：：歐州人権条約により保障され、各加盟国に共通する憲法上の伝統に由来する基本権を共同体法の一般原則として尊重する」と規定したことから、同条を根拠に歐州人権条約の国内法に対する優越を主張する説もある。この説は、歐州人権条約が、EU司法裁判所の判例ないし同条により、GATT一九四七等と同様に、「EU法化」されたと考え、歐州人権条約と国内法との関係は、EU法と国内法の関係に等しい、したがつて、歐州人権条約はEU法と同様にイタリア憲法第一一条にもとづき国内法に対して優越する、という主張である。⁴⁷

ここで、歐州人権条約のEU法化と、GATT一九四七のEU法化との相違を確認しておく。

1 GATT一九四七の「EU法化」

まず、GATT一九四七の「EU法化」は、以下の含意を有する。

一九四七年当初、EUはまだ存在していなかつたため、GATT一九四七の締約国は、現在のEUの加盟国（の一部）であつた。つまり、当初のGATT一九四七は、加盟国にとつて、一般的な条約の一つに過ぎなかつた。

その後、EECの創設を経て、一九六八年にEECの対外共通関税が発効すると、GATT一九四七に関する権限は、EEC加盟国からEECに承継され、EECの排他的権限事項となつた。すなわち、GATT一九四七は完全に「EU法化」（当時の「共同体法化」*(comunitarizzazione)*）され、加盟国にとつてEU法となつた。

つまり、GATT一九四七の「EU法化」は、GATT一九四七全体の性質が、加盟国にとつて、一般的な条約からEU法へと変化したことを意味する。

2 欧州人権条約の「EU法化」

一方、欧洲人権条約の「EU法化」は、以下の含意を有する。

一九五〇年当初、EUはまだ存在していなかつたため、欧洲人権条約の締約国は、現在のEUの加盟国（の一部）であつた。つまり、当初の欧洲人権条約もまた、加盟国にとつて、一般的な条約の一つに過ぎなかつた。

その後、EECの創設を経て、欧洲人権条約は、一九七〇年代に司法裁判所の判例により、一九九三年マーストリヒト条約版EU条約第F条二項により、EU法の一般原則として言及され、「EU法化」された（当時の「共同体法化」*(comunitarizzazione)*）。しかし、欧洲人権条約の「EU法化」は、GATT一九四七の場合の完全な「EU法化」と異なり、欧洲人権条約が保障する基本権がEUの排他的権限事項になつたことを意味するわけではない。加盟国にとつて欧洲人権条約は、EU法の射程内では、EU法上の基本権としてEU法の一部となりうるが、EU法の射程外では、

依然として一般的な条約の一つのままである。⁽⁴⁸⁾

つまり、歐州人権条約の「EU法化」は、加盟国にとつての歐州人権条約の性質が、EU法射程外では一般的な条約であることとに加え、EU法射程内ではEU法となりうことになつたという点で、一般的な条約とEU法との二面性を得たことを意味する点に注意せねばならない。

結果として、EU加盟国における基本権保障は、さながら基本権保障の「バベルの塔」⁽⁴⁹⁾の様相を呈している。すなわち、法源が複数あり、その一部についての序列が定まっておらず、さらに国内裁判所、超国家的裁判所、国際裁判所の権限が競合しており、個人はそれぞれの裁判所に自らの権利保障を求め、それぞれが提供する権利保障も異なるという、⁽⁵⁰⁾「多層的な (multilevel)」⁽⁵¹⁾ 基本権保障の状況がある。

(五) イタリア憲法第一一七条改正(一〇〇一年)以前の判例

イタリア裁判所による歐州人権条約規定の適用は、直接的に行われたものでも、統一のとれたものでもなく、消極的なものであつた。これは、イタリア憲法に、国際条約を自動的に受容する規定や、国際条約に対しても立法に優越する序列を与える規定等、国際条約一般と国内法との関係を積極的に規律する規定が一〇〇一年のイタリア憲法第一一七条改正まで存在しなかつたことが第一の理由である。また、歐州人権条約規定の大部分がイタリア憲法の人権規定と重複しているため、国内裁判所は歐州人権条約規定よりもイタリア憲法規定をもとに判断をする傾向が強かつたとも考えられている。⁽⁵²⁾ 人権が国際条約によつても国内法によつても保障されている場合、わざわざ「謎めいた (mysterious)」国外の規範を適用する必要はないからである。⁽⁵³⁾

1 イタリア憲法裁判所

イタリア憲法裁判所は、条約規定は、特別の憲法規定がないため、通常の法律の効力を有し、これが歐州人権条約にも妥当するとして、歐州人権条約の序列は歐州人権条約の批准承認および施行命令を行う法律のそれと同等であると判断し、歐州人権条約に通常の法律に優越する序列を認めるために学説が提示した数々の根拠を受け入れてこなかつた。一方で、歐州人権条約はまったく違憲性の審査の際に関連性を有しないのではなく、基本的にはイタリア憲法規定に基づいて違憲問題を判断するとはいえ、イタリア憲法による保障のほうが歐州人権条約よりも広範である、または歐州人権条約規定の内容はイタリア憲法と同様⁵⁴である、等と、憲法規定の解釈に歐州人権条約が参考⁵⁵される傾向がある。また、憲法審査の基準となる憲法規定のみならず、憲法審査の対象となる法律の解釈の基準⁵⁶としても歐州人権条約が参考されることとなっていく。

イタリア憲法裁判所は一度、一九九三年第一〇号判決で、歐州人権条約を「非典型的的権限」(atypical competence)に由来するものとみなし、後法によつて廃されないと判断したことがあるが⁵⁷、同判理は定着しなかつた。

2 イタリア破棄院

イタリア破棄院は、歐州人権条約の効力ないし適用に関して、判例の立場を徐々に変更してきた。

当初、イタリア破棄院は、歐州人権条約規定をプログラム規定と判断し⁵⁸、締約国に対してのみ拘束力を有し、私人には直接には効力を有しないと判示したが⁵⁹、一方で、歐州人権条約の自動執行性を認める判断も下すようになり、最終的には、歐州人権条約の規定ごとに、プログラム規定のものもあれば、自動執行性を有するものもあると判断する

こととなり、いずれにしろ、憲法および通常法律の解釈の基準としての拘束力を有すると判示した。⁽⁶¹⁾

とはいえ、歐州人権条約がその批准承認および施行命令を行う国内法律の序列を有するという前提は変わらず、よつて抵触する国内後法によつて廃される可能性があつたが、一九九三年の Medrano 事件判決で、イタリア破棄院は、イタリア憲法裁判所の一九九三年第一〇号を反映する形で、歐州人権条約が「特別な抵抗力」(particular force of resistance) を有し、後法により廃されないと判断した。⁽⁶²⁾ イタリア破棄院は、一九九八年にも、「非典型的的権限および特別な抵抗力」(atypical competence and a particular force of resistance) にむづく同様の判断を維持した。⁽⁶³⁾ ただ、この判理の含意は、国内後法の解釈の際に歐州人権条約に可能な限り拡張的な意味を与える義務が裁判官にある、すなわち、歐州人権条約が憲法および通常法律の解釈の基準となるという意味であり、歐州人権条約に抵触する国内法が適用排除されねばならないという意味ではない。歐州人権条約に抵触する国内法が適用排除された事例もあつたが、歐州人権条約に抵触するとして適用排除されたのは、前法である行政措置であつて、後法である法律ではなかつた。⁽⁶⁴⁾

3 その他の裁判所

イタリア憲法第一一七条改正前のイタリア憲法裁判所および破毀院以外の裁判所の判例には、歐州人権条約規定の自動執行性を認めるもの⁽⁶⁵⁾、歐州人権条約に反する国内法を適用排除するもの等⁽⁶⁶⁾、一定の重要性を歐州人権条約法に認めめるものが現れている。その他一部の傾向としては、歐州人権条約に何らかのEU法との関係を見出し、歐州人権条約を重要視する裁判所が現れている点が指摘できる。⁽⁶⁷⁾

(六) イタリア憲法第一一七条改正（二〇〇一年）後の判例

すでに触れたように、二〇〇一年一〇月八日憲法的法律第三号により⁷⁰、イタリア憲法第一一七条が改正され、第一項の規定が「立法権は、憲法の定めるところにより、ならびに共同体法および国際的義務の範囲内において、国および州に属する」と修正され、イタリア法規範における国際条約に関する言及が追加された。

学説は、二〇〇一年憲法改正以後、国際条約に抵触する国内法令は、新たなイタリア憲法第一一七条一項の間接的違反により、イタリア憲法裁判所により違憲無効となるのでは、と議論した。⁷²

1 イタリア憲法裁判所

イタリア憲法第一一七条改正直後の判例では、学説の予想とは異なり、イタリア憲法第一一七条は論点として扱われていないものが確認できる。⁷³とはいっても、歐州人権条約は引き続き、憲法審査の基準となる憲法規定の解釈にも、憲法審査の対象となる法律規定の解釈にも基準として依拠され、イタリア憲法第一一七条が取り扱われていなくとも、歐州人権条約の解釈の基準としての重要性が認識されていることがうかがえる。⁷⁴

2 イタリア破毀院

イタリア破毀院は、二〇〇一年判決第一〇五四二号等で、歐州人権条約に反する国内法令は国内通常裁判官によつて適用排除されると判示した。⁷⁵このイタリア破毀院の判示は、国際条約に抵触する国内法令はイタリア憲法第一一七条一項の間接的違反によりイタリア憲法裁判所により違憲無効とされると予想していた学説とは異なるもので

あつた。イタリア破毀院が示した、歐州人権条約に反する国内法令が国内通常裁判官によつて適用排除されるという手続は、直接効果を有するEU法に反する国内法令を国内通常裁判官が適用排除する手續と同様である。この場合、イタリア憲法裁判所による国内法令の違憲無効化手續を経ない。つまり、国内法令と直接効果を有するEU法との抵触の問題は、イタリア憲法裁判所の判断を介することなく、国内通常裁判所かぎりで解決することができる。

その他にも、憲法第一一七条改正後のイタリア破毀院の判例は、歐州人権条約法の直接適用可能性⁽⁷⁷⁾、国内法の適合解釈⁽⁷⁸⁾、抵触国内法の通常裁判官による適用排除を判示したものがある。直接効果を有するEU法の場合と同様の手続によつて歐州人権条約と国内法令との抵触を解決することは、イタリア憲法裁判所との関係におけるイタリア破毀院の権限の強化にもつながる。このようなイタリア破毀院の姿勢は、イタリア憲法裁判所との間の権限争いの様相を呈したものであるとの分析がある。⁽⁸⁰⁾

3 イタリア国務院

一方でイタリア国務院は、この時期、歐州人権条約の序列は通常の法律の序列と同一であるので、EU法と異なり、歐州人権条約と抵触する国内後法が適用排除されることはありえないことを確認していた。⁽⁸¹⁾

4 その他の裁判所

憲法第一一七条改正後のその他の裁判所の判例には、歐州人権条約に抵触する国内法の通常裁判官による適用排除を支持するものが散発している。また、その理由として、歐州人権条約がEU法化されたとの指摘をするもの⁽⁸²⁾、EU

法化された訳ではないが、EU法も有する特徴を欧州人権条約も備えているという点を指摘するものがある。⁽⁸⁴⁾

5 立法による対応

この時期、イタリア立法府は、欧州人権条約との適合性の確保に向けて対応を行っている。

その一つは、下院に設置された「欧州人権裁判所判例常設オブザーバトリ－（Osservatorio Permanente delle Sentenze della Corte Europea dei Diritti dell'Uomo）」（以下「常設オブザーバトリ－」）である。同機関は、欧州審議会の議員会議のイタリア代表団および法廷作業部会に対する法的助言を行うために、欧州人権裁判所判例を収集し、体系的に整理し、情報の普及に貢献している。また常設オブザーバトリ－は、国内法を欧州人権条約基準に適合させるための起草や改正の際の助言等を行っている。⁽⁸⁵⁾

一〇〇六年一月には、欧州人権裁判所判決の遵守を確保するための Azzolini 法⁽⁸⁶⁾が採択された。同法は、イタリアに対する欧州人権裁判所の判決の遵守を確保するための総理大臣の権限および義務を規定している。総理大臣は、欧州人権裁判所の判決について時宜を得て議会に報告し、判決の履行に関する議会への年次報告を起草しなければならない。⁽⁸⁷⁾

(七) イタリア憲法裁判所の双子判決（二〇〇七年判決第三四八号⁽⁸⁸⁾および第三四九号⁽⁸⁹⁾）

このように、欧州人権条約の国内法秩序における位置づけがより重要なものとなつてきているなかで、国内通常裁判所は、究極的なジレンマを抱えていた。すなわち、仮に欧州人権裁判所により欧州人権条約違反と判示されたイタ

リア憲法判例にしたがつて判決を下した場合、当該判決がイタリア国内で上級審により覆される可能性を排除できるが、歐州人権条約違反の状態が解消できない。逆に、イタリア憲法判例を歐州人権条約違反と判示した歐州人権裁判所判例にしたがつて判決を下した場合、当該判決はイタリア国内の上級審により覆される可能性が残る^{⑨0}。

イタリア破毀院は、このようなジレンマを解決すべく、二〇〇六年の決定^{⑨1}によつて、自らイタリア憲法裁判所に質問を行つた。^{⑨2}すなわち、イタリア憲法裁判所によりかつて合憲と判断された国内法令が、歐州人権裁判所により歐州人権条約違反と判断された場合、イタリア憲法上どちらにしたがわねばならないのか、という問題もある。

1 事案

二〇〇七年判決第三四八号および第三四九号で審理された事例では、いざれも市場価格を下回る土地収用の損失補償額を許容する国内法の合憲性および歐州人権条約違反が争点であつた。

同国内法について、イタリア憲法裁判所は、過去、イタリア憲法第四二条に適合していると判断していたが、歐州人権裁判所は、歐州人権条約第一議定書第一条に規定された「財産の平和的な享有」の違反であると判断していた^{⑨3}。

2 判旨

イタリア憲法裁判所は、兩事件について、国内法が、歐州人権条約第一議定書第一条に抵触し、したがつてイタリア憲法第一一七条一項違反であると宣言した。

イタリア憲法裁判所は、EU法規定と異なり、「いかなる国家主権の制限もみうけられない」ため、歐州人権条約

規定については、憲法第一一条が考慮されないとした判例を再確認した。歐州人権条約は、国家に対して拘束力を生じる国際条約規定であつて、国内法規範における直接効果を生じない。つまり、訴訟において歐州人権条約規定を適用し、同時に歐州人権条約規定に抵触する国内法規定を適用排除する権限は、国内通常裁判官には認められないことになる。

次にイタリア憲法裁判所は、EU司法裁判所によつて歐州人権条約規定の基本権がEU法の一般原則として位置づけられたことにより、間接的にイタリア憲法第一一条の憲法判断基準としての関連性が認められる可能性も否定した。その理由として、確かにEU司法裁判所判例によれば、基本権はEU法の一般原則の一部であり、加盟国に共通な憲法的伝統および特に歐州人権条約に着想を得つつEU裁判官は基本権の遵守を確保せねばならないが、そのような基本権は、それが適用可能な事案に関してのみ関連性を有する点を指摘した。つまり、EU措置や、EU法規定を実施する国内措置、および基本権遵守の観点から正当と認められるEU法規定の適用が除外される国内措置が問題となつている事案においてである。それ以外の事案における歐州人権条約と加盟国の法規範との関係に関しては、各加盟国の法規範により確固として規律される問題となる。

また、イタリア憲法第一一七条一項の新条文の意義については、以下のように判示した。

イタリア憲法第一一七条一項により、条約規定は「中間規範 (norma interposta)」(後述) としての位置づけを一般的に得る。結果として、国内通常裁判官は、規定の文言が許容する範囲内で、国内法を国際条約規定に適合する形で解釈することとなる。それが不可能な場合、または「中間規範」である条約規定との国内法規定の適合性に疑義がある場合、国内通常裁判官は、まさに本件で行われたように、イタリア憲法第一一七条一項の合憲性に関する質問をい

タリア憲法裁判所に付託せねばならない。

憲法審査の際、仮に中間規範たる歐州人権条約法がイタリア憲法規定と抵触しているとすれば、イタリア憲法裁判所は、当該中間規範の補完的違憲審査基準としての不適合性を宣言し、規定の手続きにより、イタリア司法規範より排除する。歐州人権条約規定は、憲法審査基準を補完する規定であり、にもかかわらず憲法の下位に留まるものであるので、憲法に適合していることが必要となる。歐州人権条約規定は、EU法規定と異なり、「中間規範」としての歐州人権条約規定の合憲性の審査の際の精査は、イタリア憲法の基本原則および不可侵の人権の違反の事例に限定されず、すべての憲法規定との抵触によよぶ。

このように、イタリア憲法裁判所によれば国内法の憲法審査の際に歐州人権裁判所の判決が無条件に拘束力を有するということは認められない。イタリア憲法規範は、イタリアが憲法第一一条の規定により主権の制限を伴うことを認めたEUのような国際機関が定立する法規範によつては修正されえない。

3 考察

(1) 歐州人権条約の国内法令に対する優越性？

本判決においてイタリア憲法裁判所が明らかにしたのは、立法府および国内裁判所が国際条約規定に適合するよう国内法の採択および解釈を行う義務が、イタリア憲法上存することである。⁹⁶ 本判決により、イタリア憲法裁判所によつて国際条約に反する国内立法はイタリア憲法第一一七条一項に違反するとされたことにより、法律に対する国際条約の優位が実質的に確保されることが明らかになつた。⁹⁷

歐州人権条約は、新たなイタリア憲法第一一七条一項に基づき、「超立法的」(supra-legislative) 序列が与えられる。その意味は、国内法令は、イタリア憲法裁判所により、イタリア憲法のみならず、歐州人権条約との適合性をも審査されるという意味である。その際、イタリア憲法裁判所は、憲法審査の判断基準として、歐州人権条約の規定のみならず、歐州人権裁判所の解釈にも従う。その結果歐州人権条約法に抵触する国内法令は、イタリア憲法第一一七条一項の違反により、違憲となるのである。⁽⁹⁸⁾ このようなイタリア憲法第一一七条にもとづく違憲審査の基準たる性質を、「中間規範」(norme interposte/intermediate norm) ⁽⁹⁹⁾ と呼ぶ。

このような歐州人権条約に基づく国内法令の審査は、イタリア憲法裁判所の排他的な権限である。つまり、歐州人権条約がEU法と同様に国内法令に対して優越し、その結果、歐州人権条約に反する国内法令は国内通常裁判官によつて適用排除されると判断した、イタリア破毀院や、その他の下級審の判理は採用されなかつた。⁽¹⁰⁰⁾

その理由は、歐州人権条約制度とEU法制度とが構造の面で異なるといふものである。例えば、歐州人権条約には先決付託手続がなく、国内裁判所は歐州人権裁判所と直接に対話をしないといふ点で、EU法制度とは異なる。⁽¹⁰¹⁾ また、歐州人権条約は、EU法と異なり、加盟国全域における厳密な統一的適用を要求していない。すなわち、歐州人権条約は、同第五三条によれば、下限設定基準 (minimum standard) に過ぎない。⁽¹⁰²⁾ 言い換えれば、歐州人権裁判所と国内裁判所との関係は、EU法のように優越性の原則によつて規律されるのではなく、補完性の原則によつて規律されるといふ点で、EU法と国内法との関係とは異なる。つまり、歐州人権条約制度は、「裁量の余地」(margin of appreciation) 理論に基き、国内法において歐州人権条約上の権利をどのように保護するか、また歐州人権条約が国内法に対してもどのように優越するかという点について、加盟国に選択する自由を与えていた。⁽¹⁰³⁾ 正確には、歐州人権裁判所の役割

は、国内法に基づく履行によつて、私人に過度な、または受け容れ難い負担が課されないよう確保するために、特定事例を国際的に監督するものである。⁽¹⁰⁶⁾ 人権の保護を第一義的に担うのは国内裁判所であつて、国内裁判所には、国内法令を欧州人権条約に照らして解釈する義務が課される。国内法令が、欧州人権条約に照らし、解釈によつて回避が不可能な程度に抵触している場合、国内裁判所は、事案をイタリア憲法裁判所に移送し、同法令のイタリア憲法第十一七条一項違反による違憲宣言を得ねばならない。⁽¹⁰⁷⁾ このような制度によりイタリアは、人権を尊重し、ならびに、その管轄において全ての者に対し欧州人権条約上の権利および自由を確保せねばならないという欧州人権条約第一条の国際的義務を、完全に履行することができると評価された。⁽¹⁰⁸⁾

（2）「対抗限界」（Counter-limits）？

同時に他方でイタリア憲法裁判所は、欧州人権条約規定および欧州人権裁判所によるそれらの適用がイタリア憲法と適合するか否かを判断する権限を留保した。これは、EU法とイタリア法との関係について Granital 事件判決でイタリア憲法裁判所が採用した立場（イタリア憲法裁判所は、EU法のイタリア憲法の基本原則および不可侵の人権との適合性を審査する権限を留保した）⁽¹⁰⁹⁾ を、欧州人権条約とイタリア法の関係においても適用するものであるとし、EU法の場合と同様「対抗限界」という用語で表現されることがあるが、対EU法との関係での対抗限界と、対欧州人権条約とのそれとは、以下のように異なることに注意が必要である。

まず、EU法の場合は、EU法に対する対抗限界は、イタリア憲法規定のうち、イタリア憲法の基本原則および不可侵の人権に該当する規定のみである。

他方、歐州人権条約の場合は、歐州人権条約は、イタリア憲法第一一七条により法律の違憲審査の際の中間規範となるとはいえ、それ自体はあくまでも通常の法律と同等の序列のものであるという前提があるので、憲法の下の序列にある。したがつて、歐州人権条約に対する「対抗限界」は、イタリア憲法全体である。このことは、立法府および国内裁判所は、国際条約規定に適合するよう国内法の採択および解釈を行う義務があるが、イタリア憲法上の人権規定を国際条約に照らして解釈する義務は、イタリア憲法上存しないことと一貫している。¹¹¹ したがつて、イタリア憲法裁判所は、歐州人権裁判所の影響を免れ、国内法の境界を守りつつ、国内法における人権保護で主導的役割を果たすことができる。¹¹²

このように、イタリア憲法裁判所は歐州人権条約をイタリア憲法の下位に位置づけている。ということは、「対抗限界」の概念が元来、EU法のイタリア憲法に対する優越に対抗するための概念であることを想起し直すと、そもそもイタリア憲法には優越しないとされている歐州人権条約の場合に「対抗限界」の用語を使用することは不適切であろう。ただ、今後のイタリア法と歐州人権条約法の関係の進展により、もし歐州人権条約法のイタリア憲法に対する優越性が認められる事態になれば、そのような歐州人権条約法の優越性に対してイタリア憲法裁判所が掲げるであろう留保は、「対抗限界」と呼ぶべきであろう。

（八）双子判決以降のイタリア判例

双子判決以降のイタリア判例には、双子判決を下したイタリア憲法裁判所自身はもちろん、イタリア破毀院、イタリア国務院もイタリア憲法裁判所の双子判決を確認するものが見受けられる。ただ、一部の国内裁判所は、歐州人権

条約と抵触する国内法の国内通常裁判官による適用排除を認める以前の破毀院判例を支持するものもあつた。

1 イタリア憲法裁判所

イタリア憲法裁判所は、自身の双子判決以降、実際に歐州人権条約違反を疑われる国内法をイタリア憲法第一一七条の違憲の問題として審査するという判理を踏襲していく。¹¹⁴⁾

2 イタリア破毀院

イタリア破毀院は、二〇〇八年判決第五九九号¹¹⁵⁾にて、イタリア憲法裁判所の双子判決を反映し、収用の補償として、イタリア憲法裁判所により違憲と判断された国内法にもとづく市場価格を下回る価格ではなく、完全市場価格を採用する判断を行なつた。

また、二〇〇九年判決第一〇四一五号¹¹⁶⁾にて、イタリア憲法裁判所の双子判決の内容を敷衍し、国内通常裁判官は第一に、欧州人権裁判所判例にしたがつた欧州人権条約規定に適合的に国内法を解釈せねばならないこと、第二に、適合解釈が可能でない場合には、イタリア憲法第一一七条違反の違憲訴訟を提起せねばならない旨を確認した。

3 イタリア国務院

イタリア国務院も、二〇〇七年判決第五八三〇号¹¹⁷⁾にて、イタリア憲法裁判所の双子判決の結論を反映する判示を行なつた。

4 その他

その他の下級裁判所には、イタリア憲法裁判所の判示に反する判断を行なつたものもある。

二〇〇八年一月一六日ラヴェンナ地裁判決¹¹⁸は、イタリア憲法裁判所の双子判決の内容を、以下のように確認した。すなわち、イタリア憲法裁判所によれば、歐州人権条約規定は歐州人権裁判所による解釈を通じて日々変化する（vivere）ものであり、国内通常裁判官に対して拘束力を有するが、国内通常裁判官は歐州人権条約規定を前にして国内法を適用排除することはできない。

次にラヴェンナ地方裁判所は、イタリア憲法裁判所の双子判決ではなく、双子判決以前のイタリア破毀院判例（二〇〇五年判決第二八五〇七号）を支持した。その理由として、イタリア破毀院判例のほうが、歐州人権条約規定の直接的な裁判規範性（immediata precettività）を認めることにより、ヨーロッパ領域における基本権により実効性を与える姿勢である点を示した。

（九）リスボン条約以降のイタリア判例

前述の通り、EUは、リスボン条約によるEU基本条約の改正にて、EU基本権憲章にEU基本条約と同等の法的拘束力を付与し、欧州人権条約への将来の加入を規定し、また、従来のEU法の一般原則としての基本権保障の仕組みも維持した。このような新たなEU基本条約を、イタリアは、二〇〇八年法律第一三〇号により批准承認・施行命令した。¹¹⁹ リスボン条約による新たなEU基本条約体制は、二〇〇九年一二月一日より発効している。

EU条約第六条二項規定のEUによる欧州人権条約への加入のためには、加入協定が合意されて、すべての締約国

およびEUにより署名、批准される必要がある。加入協定は、EU司法裁判所を含むEU諸機関および加盟国に対し、EU機能条約第二二六条二項にもどづき、法的拘束力を有する。⁽¹²⁰⁾ EUが締結した国際条約としての欧州人権条約に対しては、EU法秩序内ではEU基本権憲章および法の一般原則が欧州人権条約に優越するが、同時に、EU機能条約第六条三項により、欧州人権条約は法の一般原則の範囲内に組み入れられており、EU基本権憲章第五三条により、⁽¹²¹⁾ 欧州人権条約はEUにおける基本権保障の下限基準として参照され、また、EU基本権憲章第五二条三項により、EU基本権憲章に含まれる権利は、欧州人権条約により保障される基本権に相応するときには、同一の解釈を付与される（ただし、それよりも広範な保護を妨げるものではない）⁽¹²²⁾。

1 イタリア憲法裁判所

リスボン条約以降のイタリア憲法裁判所判例は、引き続き、双子判決以降の判例と同様、欧州人権条約違反を疑われる国内法をイタリア憲法第一一七条の違憲の問題として審査する判例を維持し、国内法が欧州人権条約違反につきイタリア憲法第一一七条違憲と判断された事例もある。⁽¹²³⁾ しかし、これら判示におけるリスボン条約による新たなEUの基本権保障体制の影響は特に見られない。

2 イタリア行政裁判所

しかし、リスボン条約発効後のイタリア行政裁判所判例には、リスボン条約によるEU基本条約の改正により、欧州人権条約のイタリアにおける法的性質に変化が生じたとするものが散見された。

(1) 二〇一〇年三月二日イタリア国務院判決第一二二一〇号¹²⁴⁾

本判決では、リスボン条約によるEU条約第六条の修正を根拠に、歐州人権条約がイタリアにおいて直接適用可能になつたと判示されている。しかし、なぜ歐州人権条約が「直接適用可能」となつたのか、その根拠については明確にされていない。新たなEU条約第六条の規定のうち、一項のEU基本権憲章規定と重複する歐州人権条約規定にEU法上の基本権として直接効果を認めるのか、二項のEUが加入する予定である歐州人権条約の規定にEU法としての直接効果または國際条約としての直接適用可能性を認めるのか、三項のEU法の一般原則と認められる歐州人権条約規定にEU法上の基本権として直接効果を認めるのか、それともEU条約第六条全体の修正を根拠に、EUがEU法射程外の事案においても歐州人権条約と国内法との関係についてEUレベルで共通化する権限を獲得したと解釈して（EU条約第六条の文言からはそのような解釈は不可能であると思われるが）歐州人権条約とイタリア法との関係が全般的にEU法によって規律されるという理由で歐州人権条約にEU法と同様「直接効果」を認めるのか、はたまた、EU条約第六条の修正によるEU法上のEU権限の変更はないが、EU条約第六条の修正に対するイタリア法の側による対応として、EU法の射程外の事案、つまり本来イタリア法上の問題である従前の歐州人権条約とイタリア法の関係を修正し、歐州人権条約法に直接適用可能性を認めるに至ったのか、明確にされていない。

(2) 二〇一〇年五月一八日ラツィオ行政裁判所判決第一一九八四号¹²⁵⁾

本判決では、前述のイタリア国務院判決で明らかにされなかつた点について具体的に示された。すなわち、リスボン条約によるEU条約第六条二項の追加、および三項の規定により、歐州人権条約規定がEU法内部の原則として認

められ、EU法としてイタリア憲法第一一条にもとづきイタリアにおいて「直接運用せらるる」、つまり直接効果を有すると判示されている。この論理は、里斯ボン条約により欧州人権条約がEU法となり、EU法である欧州人権条約が関連する事案は自動的にEU法の射程内に入り、欧州人権条約と国内法との関係についてはEU法にしたがい解決する、と解釈するものであり、EU条約第六条の文言からはそのような解釈是不可能であると思われる。

まず、EU条約第六条二項は、「欧州人権条約への加入は、基本条約に定める連合の権限に影響を及ぼすものではない」と規定している。しかも、EUによる欧州人権条約への加入は、そもそも実現していない。また、EU条約第六条三項は、従前の判例およびそれを明文化したマーストリヒト条約版EU条約第F条二項を受け継ぐ規定である。従前の判例は、EUおよびEU法の射程内で行動するEU加盟国は、EU法の一般原則としての欧州人権条約の基本権を遵守せねばならないというものであり、EU法の射程「外」で行動するEU加盟国は、EU法の一般原則としての欧州人権条約に拘束されるのではなく、国際法としての欧州人権条約に拘束される。つまり、国際法としての欧州人権条約と加盟国法との関係は、当該加盟国の憲法にしたがい決定される問題である。こうした判理は、すでにマーストリヒト条約版EU条約第F条二項導入の際にすでに確立していたのであり、里斯ボン条約による基本条約の改正後のEU条約第六条三項はこれを引き継いだものである。

したがつて、ラツィオ行政裁判所の判示には欠陥があると思われる。

(3) 二〇一〇年九月一五日T A Rロンバルディア判決第五九八八号¹²⁶

本判決では、欧州人権条約関連事案がEU法との関連性を有する場合に国内法秩序に入り込んだ途端、優越性、直

接効果、抵触国内法の適用排除等、EU法のすべての性質を備えることとなるが、EU法により媒介され (veicolati) ない歐州人権条約上の権利は、EU法と異なる制度のもとに置かれることとなることが確認された。また、リスボン条約がEUの歐州人権条約への加入を規定したことの含意として、その実現の時点まで歐州人権条約規定は直接適用可能 (direttamente applicabili) ではないと考えねばならないと判断した。そして、歐州人権条約への加入によつて、歐州人権条約がEU基本条約と同質になるのか、それとも、EU基本条約にも含まれると認められる歐州人権条約上の権利が、EU法の一般原則と同じく中間の序列を保つのか、またはEU司法裁判所の判断とは無関係に自律的に関連性を有するのか (この場合、EU基本権憲章に「EU基本条約と同一の法的性質」を付与する規定と、歐州人権条約がEU法の一般原則としてEU法に受容されるとするEU条約第六条三項との間に相違が生まれるものと考えられる)、議論するにはまだ尚早であるとの、慎重な考察を行なつてゐる。

(4) 二〇一〇年九月二九日イタリア国務院判決第七二〇〇号¹²⁷

本件では、イタリア国務院は、まず、イタリア憲法第一一七条一項およびEU条約第六条三項により、歐州人権条約が国内法秩序において「直接の関連性 (diretta rilevanza)」を有することを前提として確認した。

次に、イタリア国務院は、イタリア憲法裁判所の双子判決の内容を確認した。すなわち、歐州人権条約に抵触する国内法は、イタリア憲法第一一七条一項が規定する「國際義務」と抵触するために、イタリア憲法の違反となることが前提である。そして、国内裁判官は国内法規定を、当該国内法の文言が許容する範囲内において、イタリア憲法および歐州人権条約に適合するように解釈 (interpretazione 'convenzionalmente' orientata) せねばならない。しかし、その

ような国際条約に適合的な解釈が不可能である場合には、国内裁判官は、イタリア憲法裁判所にイタリア憲法第一一七条一項違憲の問題を付託せねばならない。このようにイタリア憲法裁判所の双子判決の内容を正確に確認した上で、イタリア国務院は、家族を引き離すことになるため欧州人権条約に違反する行政決定（第三国国民の滞在許可延長の不許可）を取り消した。

このように、リスボン条約発効後のイタリア行政裁判所判例には、リスボン条約によるEU基本条約の改正により、欧州人権条約のイタリアにおける法的性質に変化が生じたとし、EU法と同様の扱いをするものが散発し始めた。

（一〇）一〇一一年三月一日イタリア憲法裁判所判決第八〇号と最新判例

欧州人権条約にEU法と同様の性質を認める上記の国内裁判所の判例に対し、イタリア憲法裁判所は、二〇一一年判決第八〇号により、再度、欧州人権条約に抵触する国内法の通常裁判官による適用排除を否定する判示を行つた。¹²⁸

1 事案

二〇〇九年一一月一二日付決定（ordinanza）により、イタリア破毀院は、一九五六年一二月二七日法律第一四二三号第四条（安全および公衆道徳を理由とした危険人物に対する予防措置）、および一九六五年五月三一日法律第五七五号第二条の三（マフィアおよび外国犯罪組織に対する規定）の、「当事者の要請により予防措置手続が公開の法廷で行われることを認めない」部分における、イタリア憲法第一一七条一項の合憲性に関する質問を提起した。

イタリア破毀院によれば、二〇〇七年一月二日 *Boccellari* やり *Rizza* 対イタリア事件判決において欧州人権裁判所は、歐州人権条約第六条一項により保障される司法手続の公開原則が、裁判に服する者を公の監視の目を逃れる秘密裁判から保護するものであり、裁判官への信頼を維持するための適切な手段であつて、公正な裁判手続の実施に資することを判示した。欧州人権裁判所によれば、欧州人権条約第六条一項は、司法当局が事案の性質を考慮し裁判の公開原則から逸脱する可能性を排除しているわけではない。しかし、イタリア法規範における予防措置の適用手続きで生じるよう、訴訟手続が一般的かつ絶対的な規定にもとづいて非公開で行われ、裁判に服する者が公開の裁判を要求する可能性を与えていない場合は、事情は異なる。そのような手続は、欧州人権条約第六条一項に適合するとは考えられない。

2 判決

本件でイタリア憲法裁判所は、以下のように判示した。

まず、双子判決でも示されたように、EU司法裁判所判例ないしマーストリヒト条約版EU条約第F条が「EU法の一般原則」として欧州人権条約規定が保障する基本権に言及したことからは、欧州人権条約がイタリア憲法第一一条の射程に入るという帰結は導かれないこと、および欧州人権条約に抵触する国内法規定を適用しない権限ないし義務は通常裁判官にはないこと、ならびに「欧州人権条約の規定に関しては、いかなる国家主権の制限も確認できないため」、欧州人権条約に関してはイタリア憲法第一一条が考慮されないことを再確認した。

次に、リスボン条約によるEU法上の基本権保障について、以下のように考察した。

EU条約第六条がリスボン条約により修正された結果、EUにおける基本権保障は、第一にEU基本権憲章、第二にEUが加入をした後の歐州人権条約、および第三に歐州人権条約に規定され、加盟国に共通の憲法的伝統に由来する「法の一般原則」を通じて行われる。しかし、本件の事案に関しては、これらの基本権保障規範のいずれも、歐州人権条約にEU法の直接効果を求めるものではない。

特に、EU条約第六条二項規定のEUの歐州人権条約への加入は、いまだ実現していないため、直接効果は導かれえない。同条の効力がどのようなものになるかは、EUの歐州人権条約への加入が実現される際の態様によることとなる。

さらに、EU条約第六条三項に言及されている「法の一般原則」としての歐州人権条約は、マーストリヒト条約版EU条約第F条二項の枠組を受け継いだものである。すなわち、「法の一般原則」は、EU法が適用する事案においてのみ関連性を有するが、国内法によつてのみ規律される事案においては関連性を有しない。

この点については、EU基本権憲章についても妥当する。EU条約第六条一項は、EU基本権憲章の規定が基本条約に規定されたEUの権限を拡張するものではないことを規定している。リスボン条約の附属宣言一も同様の内容を示している。EU基本権憲章第五一条は、明示的に、「EU基本権憲章の規定は、補完性の原則を遵守しつつ、EUの諸機関、およびEU法の実施を行う際の加盟国に対してのみ適用する」と規定している。このことから、EU基本権憲章がEUの権限を越えて基本権保障の制度を創設することを否定しているし、司法裁判所も、リスボン条約の発効以前も以後も、そのように判示している。したがって、EU基本権憲章が適用可能であるには、事案がEU法によって規律されており、EU法と関連を全く有しない国内法のみによつて規律されていないことが前提となる

が、本件では、そのような前提を欠く。

以上の考察により、イタリア憲法裁判所は、本件において、国内通常裁判官は、歐州人権条約第六条一項に抵触すると考えられる国内法規定を適用排除する（*non applicare*）権限を有することは考えられないと判示した。

3 考察—リスボン条約による歐州人権条約の「EU法化」（「[EU基本] 条約化」（*trattatizzazione*））

本件では、リスボン条約による歐州人権条約の「EU法化」によるイタリア法における歐州人権条約の位置づけについての判示が行われた（なお、リスボン条約による歐州人権条約の「EU法化」は、リスボン条約による改正により、EU基本条約に歐州人権条約へ言及した規定が拡充されたことに鑑み、「[EU基本] 条約化」（*trattatizzazione*）と称されるが、以下では「EU法化」と呼ぶ）。

結論としては、リスボン条約による歐州人権条約の「EU法化」によるイタリア法における歐州人権条約の位置づけに変更はない。

（1）イタリア法秩序におけるEU法の射程内外による歐州人権条約の位置付けの相違

二〇一一年判決第八〇号では、双子判決の判理が再確認され、それはリスボン条約の影響を受けるものではないことが明らかになつた。

つまり、歐州人権条約は、EU法の射程内では、歐州人権条約法が、EU基本権憲章の「同等性条項」を介してであれ、EU法の一般原則としてであれ、EU法に媒介される場合、EU法上の基本権として、当該歐州人権条約法に

イタリア憲法第一一条の射程が及ぶ。その結果、当該歐州人権条約法はEU法としてイタリア法に対する優越性が認められ、抵触するイタリア国内法は通常裁判官により適用排除されうる。そのようなEU法としての当該歐州人権条約法の優越性がイタリア法により否定されるのは、当該歐州人権条約法が「対抗限界」、すなわちイタリア憲法の基本原則および不可侵の人権に抵触する場合のみである。

一方、歐州人権条約は、EU法の射程外では、イタリア憲法上は通常の一般的な国際条約の一であるので、イタリア憲法第一一条の射程が及ばない。結果、当然歐州人権条約法には、イタリア法に対するEU法としての優越性が認められず、よつて抵触するイタリア国内法を通常裁判官が適用排除することはできない。歐州人権条約法とイタリア国内法の抵触の際には、適合解釈が不可能な場合、通常裁判官は、国際的義務の遵守を定めるイタリア憲法第一七条の違憲訴訟をイタリア憲法裁判所に提起せねばならない。つまり、歐州人権条約法の優越⁽²⁹⁾を、EU法の場合のように通常裁判官が確保することができず、歐州人権条約法の場合はイタリア憲法裁判所に委ねなければならない。そしてイタリア憲法裁判所は、歐州人権条約法が、「対抗限界」（イタリア憲法の基本原則および不可侵の人権）のみならず、いざれのイタリア憲法規定であれ、イタリア憲法に抵触する場合、歐州人権条約法の優越を否定することになる。

このような説明を次の RESCIGNO のイタリア法規範の階層構造の図に当てはめてみると、次のようになる。

- ①イタリア憲法第一一条
- ②「対抗限界」（イタリア憲法の侵ざる人権と基本原則）
- ③EU基本条約（EU基本権憲章の同等性条項を介した、またはEU法の一般原則に該当する歐州人権条約法）

④ EUが締結した国際条約

⑤ EU派生法

⑥ イタリア憲法（②「対抗限界」を除く）

⑦ イタリア憲法改正法律、その他憲法的法律

⑧ 国際法（慣習法・条約法）義務（EU法の射程外の欧州人権条約法）

⑨ イタリア通常国内法

このように、欧州人権条約法は、EU法の射程内では③の序列が認められるのに対し、EU法の射程外では⑧の序列しか認められないこととなる。

（2）学説の反応

このような、双子判決から引き続き、二〇一一年判決第八〇号でも維持されたイタリア憲法裁判所の判理について、学説の反応は総じて批判的といえる。¹³⁰⁾

欧州人権条約の位置づけは、その法的効力が欧州人権条約自体によつては決定されないのが現状である。つまり、欧州人権条約は、EU法の射程内ではEU法によつてその性質が決定され、EU法の射程外ではイタリア法（各締約国法）によりその性質が決定される。同じ欧州人権条約法であつても、事案が異なれば異なる結論が導かれる。

例えば、EUレベルで経済活動を行う者は、EU法としての欧州人権条約法にもとづき、ときには直接効果を通じ

て、自らの人権を保障させることができるのでに対し、弱小の事業者で、国内のみで経済活動を行う者は、まったく同一の欧州人権条約法が認める人権であつても、EU法としての欧州人権条約法ではなく、イタリア法秩序の下での欧州人権条約法として適用され（または適用されず）、人権を保障させることができないということが、理論的には起こりうる。つまり、同じイタリア市民の間にも差別的取扱いが許容される事態を生じうるのである。⁽¹³¹⁾

また、差別的取り扱いは、イタリア市民と他の加盟国のEU市民との間でも生じうる。同一の問題でも、イタリア市民がイタリア政府を相手取つて訴訟をする場合と、他の加盟国のEU市民がイタリア政府を相手取つて訴訟をする場合では、前者の場合には「全く国内的な状況」としてEU法との関連性が否定される可能性が高くなる一方で、後者の場合にはEU法の問題とされる可能性が高くなる。結果として、後者の場合に、他の加盟国のEU市民は、EU法としての欧州人権条約法にもとづき、ときには直接効果を通じて、自らの人権を保障させることができるのでに対し、前者の場合に、イタリア市民は、まったく同一の欧州人権条約法が認める人権であつても、EU法としての欧州人権条約法ではなく、イタリア法秩序の下での欧州人権条約法として適用され（または適用されず）、人権を保障させることができないということが、理論的には起こりうる。⁽¹³²⁾このようなイタリア市民と他の加盟国のEU市民との間の差別については、EU法の観点からは問題とされないが、イタリア憲法の観点からは、まさにイタリア憲法三条規定の差別禁止原則違反の可能性が高い。⁽¹³³⁾

このような状況は、イタリア憲法第一一条の解釈が形式的に過ぎるために生じているのであるが、STROZZIは、このような不平等を生じる教条主義的な理論を放棄して、より実効的な基本権保障を選択すべきであると主張している⁽¹³⁴⁾。学説一般も、欧州人権条約を、特にイタリア憲法第一一条、およびその他の憲法規定（例えば憲法の人権関連規定）

の射程内に含めて解釈すべきとの主張が大勢を占めている。⁽¹³⁵⁾ VILLANI は、イタリア憲法第一一条により、⁽¹³⁶⁾ 欧州人権条約に反する国内法を通常裁判官が直接に適用排除するべきであると主張する。

FERRARO は、イタリア憲法第一一条（のみならず、イタリア憲法第二条、および一部の側面についてはイタリア憲法第一〇条一項）にもとづき欧州人権条約に自らの拘束力 (*un suo valore vincolante*) を認めるようにするのが望ましいと主張する。⁽¹³⁷⁾ RUGGERI は、イタリア憲法第一〇条や第一一条以前に、第二一条および第三条の射程に欧州人権条約を含め、⁽¹³⁸⁾ 欧州人権条約の位置づけを「憲法未満 (*subcostituzionale*)」のものから格上げすべきであると主張する。

欧州人権条約をイタリア憲法第一一条の射程に含める根拠としては、CAIANIELLO は、⁽¹³⁹⁾ 欧州人権条約法が EU 条約第六条を通じて、EU 法の第一次法と同等となつたことの重要性を指摘する。これは、一部の国内裁判所が何度もか示した主張に沿うものである。また、IMMEDIATO は、イタリア憲法第一一条の「主権の制限」を広義で捉え、「主権の制限」は通常条約によつてももたらされうる、つまり欧州人権条約法も「主権の制限」をもたらすので、イタリア憲法第一一条の射程で捉えるべきであると主張する。⁽¹⁴⁰⁾ このような見解をとれば、確かにイタリア憲法第一一条が規定する「主権の制限」を伴う法制度は、EU 法に限らない。また、イタリア憲法第一一条が規定する「諸国間の平和と正義を確保する制度」も、EU に限らない。よつて、イタリア憲法第一一条規定の「『諸国間の平和と正義を確保する制度』に必要な『主権の制限』」という文言の射程には、⁽¹⁴¹⁾ 欧州人権条約のみならず、国際人権保障制度も入る可能性が開かれる」とになる。RANDAZZO は、⁽¹⁴²⁾ 欧州人権条約を含む「国際人権憲章 (Carte internazionali dei diritti)」をいづれかの憲法規定の射程に捉えることを否定するのは困難であると論じている。

とはいえ、欧州人権条約法、ひいては EU 法のような、外部の法秩序をイタリア法がイタリア憲法第一一条を根拠

に自動的に受容することについては、特に、公立学校における十字架設置や同性婚等の機微な問題が欧州人権裁判所で扱われる際等に際立つように、慎重な立場も見られる。^{〔142〕} ROSSIは、イタリア憲法第一一七条の考察の際に、国内通常裁判官がイタリア憲法裁判所のフィルターを通さずに全ての国際条約を直接適用してしまうことは危険であるとしている。^{〔143〕}

4 最新判例

最近のイタリア憲法裁判所の事例には、欧州人権裁判所の判決を否定するものも登場している。一〇一二年判決第二六四号^{〔144〕}である。

（1） 事案

本件で問題となつたのは、単年度および複数年度国家予算編成に関する一〇〇六年一二月二七日法律第二九六号（以下、「一〇〇七年財政法」）第一条七七七項と、欧州人権条約第六条一項との関係であつた。

一〇〇七年財政法第一条七七七項は、一般強制保険年金の増額および新計算方法に関する一九六八年四月二七日大統領令第四八八号第五条二項の解釈を明確にするもので、外国での収入は、同一期間にイタリアで支払われた年金額に対して規定されたものと同じパーセンテージとなるよう、その割合が調整されねばならない旨を規定していた。

イタリア憲法裁判所は、すでに一〇〇八年判決第一七二号により、一〇〇七年財政法のイタリア憲法第三条、三五一条、および三八条の合憲性に関する疑義について、根拠がないと判断していた。

しかしその後、歐州人権裁判所は、一〇〇七年財政法が歐州人権条約に適合しないと判示⁽¹⁴⁵⁾した。

本件は、イタリア憲法裁判所が合憲と判断したものの、歐州人権裁判所が歐州人権条約違反と判断した国内法を、再度どのように判断するのかが問題となつた事案であつた。

(2) 判旨

本件でイタリア憲法裁判所は、初めて歐州人権裁判所の歐州人権条約違反の判断から逸脱した。⁽¹⁴⁶⁾

まずイタリア憲法裁判所は、歐州人権裁判所が、遡及的立法による介入による危険性を凌駕するほど一般的利益が充分に優越的であるとは「納得できない」とし、本件につきイタリアが歐州人権条約規定の原告の権利を侵害したと結論し、原告が置かれている手続の結論が原告に有利なものとなるよう保証するよう求め、断固とした姿勢で介入したことを想起した。

その上でイタリア憲法裁判所は、一〇〇七年財政法に関する遡及的立法を正当化する優越的な一般的利益 (premimenti interessi generali) が存在すると判断した。その理由は以下である。

一〇〇七年財政法の規定の効力は、イタリア憲法第八一条四項の義務を遵守しつつ、入手可能な財源と提供されるサービスとの間の一致を目指す社会保障制度の分野に影響を及ぼすものであり、また、一部の納税者の犠牲により一部の納税者を優遇する形で経済的資産を歪曲することを阻止することにより、かつ、平等と連帶の原則の尊重を保障することにより、制度自体の全体的な合理性を保証する (一〇〇八年判決第一七二号) ものである。このような平等と連帶の原則は、根本的な性質のものであるので、他のイタリア憲法上の価値との衡量において、優越的な地位を占め

る。

　歐州人権裁判所の判決は、個別の権利に言及しつつ、様々な価値を部分的な方法で保障しようとするものである。歐州人権裁判所と異なり、イタリア憲法裁判所は、個別的ではなく、精査される規定に関連する価値の総合的な評価、すなわち衡量を行う。

　イタリア憲法裁判所はこのように判示し、結論として、本件合憲性についての疑義は根拠がないと宣言した。

(3) 考察

　本件では、「最大限の保障の基準」(the criterion of the maximum standard of protection)⁽¹⁴⁷⁾が考慮された。すなわち、歐州人権条約による基本権保障とイタリア憲法による基本権保障とを比較して、歐州人権条約法によつてイタリア憲法上の基本権保障が引き下げるられるのであれば、歐州人権条約法はイタリア憲法上否定すべきであるが、歐州人権条約法によつてイタリア憲法上の基本権保障が引き上げるのであれば、歐州人権条約法はイタリア憲法上肯定すべきものであるという解釈原則である。ただし、歐州人権条約法による基本権保障と、イタリア憲法による基本権保障の程度を比較する際には、直接争点になつてゐる基本権のみに着目して衡量するのではなく、当該基本権保障により影響を受ける、他のイタリア憲法規定が保障する利益も考慮せねばならない。

　本件では、実際に、歐州人権条約第六条一項による基本権保障と、イタリア憲法第二五条による基本権保障とが比較された。歐州人権裁判所によれば、遡及的立法介入は、一般的利益にもとづく優越的理由が認められない限り、歐州人権条約第六条一項違反となる。そして本件遡及的立法介入は、一般的利益にもとづく優越的理由が認められない

ので、歐州人権条約第六条一項違反との結論である。

イタリア憲法裁判所によつても、遡及的立法介入は、一般的利益にもとづく優越的理由が認められない限り、イタリア憲法第二五条違反となる。しかし、歐州人権裁判所の判断と異なり、イタリア憲法裁判所の判断は、本件遡及的立法介入に関しては、一般的利益にもとづく優越的理由が認められるといつものであつた。その理由は、イタリア憲法上保障され、他のイタリア憲法上の価値との衡量において優越的な地位を占める平等と連帶の原則であつた。イタリア憲法裁判所は、「個別の権利に言及しつつ、様々な価値を部分的な方法で保障しようとする」歐州人権裁判所の考察とは異なり、「総合的な評価、衡量」を行うのである。その総合的な評価、考量の結果として、イタリア憲法規範全体に照らして許容される国内法を、条約違反と判断する歐州人権裁判所の判断は、イタリア憲法に反することになるため、イタリア憲法第一一七条の「中間規範」として採用しなかつたのである。

このように、EU法射程外の歐州人権条約法とイタリア法の関係においては、歐州人権条約の位置づけはイタリア憲法と法律の「中間規範」であるので、歐州人権条約法がイタリア憲法のいづれの規定に抵触しても、法律の違憲審査の基準としては採用されないという事態が生じるのである。

結語

従来のイタリア判例では、歐州人権条約は、EU法とは異なり、イタリア憲法第一一条が規定する「主権の制限」をともなわない条約制度であり、よつてイタリア憲法第八〇条のみにもとづく一般的な条約の一、つまり通常法律と同等の序列を有する規範であるとされたが、その自動執行性は条文によつては認められるようになつた。

他方で、EU司法裁判所は、歐州人権条約に含まれ、EU法の一般原則と認められる基本権を遵守するという姿勢を、判例で確立した¹⁴⁹。また、そのようなEU司法裁判所の判例は、マーストリヒト条約版EU条約第F条二項に明文化された。このような経緯から、歐州人権条約がEU法の一部となつたと捉え、EU法と同様に、歐州人権条約にも、イタリアにおける直接効果を認めるべきであるという主張もあつた¹⁵⁰。

その後、二〇〇一年にはイタリア憲法第一一七条が改正され、イタリアの立法権は国際的義務およびEU法にしたがい行使されることとなつた。その結果、歐州人権条約に反する法律は、イタリア憲法裁判所によりイタリア憲法第一一七条違反とされることとなつた¹⁵¹。憲法裁判所が法律のイタリア憲法第一一七条違反、つまり歐州人権条約違反を判断するということは、国内通常裁判官が条約違反の法律を適用排除し条約規定を適用するという直接効果の否定を意味している。その理由は、歐州人権条約に含まれEU法の一般原則と認められる基本権の位置づけは、EU法の適用範囲内においてのみEU法によって決定されるのであり、EU法の適用範囲外における歐州人権条約と加盟国法との関係は、加盟国法によつて決定されるところ、歐州人権条約はそもそも主権の制限をともなわないのであるから、イタリア憲法第一一一条にもとづきEU法に認められるような直接効果は生じない、という理由である¹⁵²。

その後、二〇〇九年には、リスボン条約によりEU基本条約が改正され、EU条約第六条が改正された。その結果、現在のEU条約第六条の、一項はEU基本権憲章への法的拘束力付与を規定し、二項はEUによる歐州人権条約への加入の予定を規定し、そして三項は、歐州人権条約に含まれ、EU法の一般原則と認められる基本権を遵守するという、EU司法裁判所判例を確認したマーストリヒト条約版EU条約第F条二項を継承したものとなつてている。現在のEU条約第六条一項および二項は、歐州人権条約のEU法における関連性を従前よりも高めるものである。とはいえ、

EU法における欧洲人権条約の関連性は、あくまでもEU法の適用範囲内においてはEU法規範にしたがつて決定されるのであるが、EU法の適用範囲外における欧洲人権条約の位置づけが各加盟国法により決定される問題である状況は、従前となんら変わることはない。つまり、イタリア法における欧洲人権条約には、イタリア憲法第一一条にもとづきEU法に認められるような直接効果が生じないとしても、EU法上は何ら問題はない。にもかかわらず、EU基本条約の改正を受け、イタリアでは、イタリア法における欧洲人権条約の位置づけを巡つて議論が高まっている。一部の国内裁判所には、欧洲人権条約をEU法と同様に捉え、イタリア憲法第一一条の射程で捉えるものが散見される。学説も、欧洲人権条約法とEU法を同様に扱うべきであるとする論調が多い。

イタリア憲法と欧洲人権条約との関係は、EU法と欧洲人権条約との関係に多大な影響を受けている。近い将来EUが欧洲人権条約に実際に加入した場合に、それがEU法と欧洲人権条約の関係にどのような影響をもたらすかのみならず、欧洲人権条約とイタリア法の関係にどのような影響をもたらすか否か、引き続き注視していかねばならない。

また、イタリア憲法と欧洲人権条約との関係は、EU法と欧洲人権条約との関係にも示唆がある。両者には以下の共通点がある。すなわち、イタリア憲法もEU法も、（EU法に関しては、EUが欧洲人権条約への加入を果たした場合）国際条約としての欧洲人権条約に憲法（第一次法）に相当する序列は認めない一方で、なんらかの形で欧洲人権条約法を憲法（第一次法）規定に読み込むということを行う点である。その際、本章で確認したイタリア憲法裁判所の判例によれば、イタリア憲法全体との整合性の判断により、欧洲人権裁判所の判断が否定されることもありうる。このような判断の抵触が生じているのは、EUの欧洲人権条約加入が実現していない現在では、直接的には、欧洲人権裁

判所と欧州人権条約締約国であるEU加盟国との間であるが、EUが欧州人権条約に加入した場合には、EUが欧州人権裁判所との関係において、同様の問題に直面する可能性があるであろう。そのような意味でも、今後のイタリア憲法と欧州人権条約との関係、およびEU法と欧州人権条約の関係に注視していかねばならない。

* 本稿は、東史彦が作成したドラフトに基づき、庄司克宏が指導し、監修した後、東が最終稿として完成させたものである。

- (1) イタリア憲法第一一条「戦争の否認・主権の制限」イタリアは他の人民の自由を侵害する手段および国際紛争を解決する方法としての戦争を否認する。イタリアは、他国と等しい条件の下で、各国の間に平和と正義を確保する制度に必要な主権の制限に同意する。イタリアは、この目的をめざす国際組織を推進し、助成する（樋口陽一・吉田善明編『世界憲法集』第四版（三省堂、11001年）159頁）。
- (2) イタリア憲法第八〇条「国際条約批准の承認」両議院は、政治的性格の国際条約、仲裁または司法的処理を定める国際条約もしくは領土の変更、財政上の負担または法律の改正をともなう国際条約の批准を、法律によって承認する（阿部照哉「イタリア共和国憲法」阿部照哉・畠博行編『世界の憲法集（第三版）』有信堂(11005年)118頁）。
- (3) Corte costituzionale sentenza 7 marzo 1964 n. 14, *Foro Italiano*, 1964, I, 465.
- (4) Legge 14 ottobre 1957, n. 1203, *Gazzetta Ufficiale* 23 dicembre 1957, n. 317; Legge 2 agosto 2008, n. 130, *Gazzetta Ufficiale* 8 agosto 2008, n. 185.
- (5) 庄司克宏『EU法 新基礎編』(岩波書店、11011年)1114~5頁。
- (6) 条約実施機関の勧告は、法的拘束力を有しないことはいえ、人権条約の重要な解釈指針として無視できない影響力を事実としてもじめている。これと異なる解釈を国内裁判所が採用した場合には、国家報告制度の場で取り上げられるところになり、当該国はそこで自国の裁判所の解釈の妥当性の立証を迫られるところになる（芹田健太郎他『国際人権法』信山社(11008

年) 一六六、二二六頁)。

(7) 芹田他・前掲注(6) 一五六頁。

(8) 欧州人権条約第四六条一項 (判決の拘束力および執行) 一 締約国は、自国が当事者であるいかなる事件においても、裁判所の最終判決に従うことを約束する (奥脇直也編集代表『国際条約集一〇一〇年版』有斐閣 (一〇一〇年) 二五五頁)。ただし、これは「国際的な平面での法的拘束力であり、ヨーロッパ人権条約が国内的効力を有してくる国でも、判決が国内的効力やましてや執行力を有するとは限らない」 (小畠郁「ヨーロッパ人権裁判所の組織と手続」戸波江一他編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社 (一〇〇八年) 一五頁)。

(9) 「… [EU基本] 条約に由来する法は、独立した法源であり、その特別および固有の性格のため、いかなる国内法規定によつても受け入れねばなりません。やなれば、[EU] 法としての性格は失われ、[EU] の法的根柢が問われる」といなべべ」 (Case 6/64, *Costa v. ENEL* [1964] ECR 585, at 594.)

(10) 庄司・前掲注(10) 一一一四五頁。

(11) Case 6/64 cit. at. 3, at 594.

(12) 一九六五年イタリア憲法裁判所 S.Michele 事件判決 (Corte cost. sentenza 27 dicembre 1965 n. 98, *Rivista di Diritto Internazionale Privato e Processuale*, 1966, 106)、一九七一年 Frontini 事件判決 (Corte cost. sentenza 27 dicembre 1973 n. 183, *Rivista di Diritto Internazionale Privato e Processuale*, 1974, 154)、一九八四年 Granital 事件判決 (Corte cost. sentenza 8 giugno 1984 n. 170, *Foro Italiano*, 1984, 2062)。

(13) ベルギー憲法裁判所 Solange I 判決 (Case 2 BvL 52/71 [1974] 2 CMLR, p. 540)、Solange II 判決 (Case 2 BvL 197/83 [1987] 3 CMLR, p. 225) 等。

(14) 一九六五年イタリア憲法裁判所 S.Michele 事件判決、一九七一年 Frontini 事件判決、一九八四年 Granital 事件判決、等。

(15) 江原勝行「イタリア憲法—超国家的・国際的法規範の受容と主権の制限の意味—」中村民雄・山元一編『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』信山社 (一〇一〇年) 一一一～一二二頁。

- (16) Corte cost., sentenza 1965 n. 98 *cit.*, punto 2. del considerato in diritto.
- (17) Corte cost., sentenza 1973 n. 183 *cit.*, punto 9. del considerato in diritto.
- (18) Corte cost., sentenza 1984 n. 170 *cit.*, punto 7. del considerato in diritto, etc.
- (19) 江原・前掲注(12) 117頁; RUGGERI, Antonio, "Riforma del Titolo V e Giudici di <<Comunitarietà>> delle Leggi", *Diritto Comunitario e Diritto Interno*, Giuffrè, 2008, p. 454.
- (20) マーストリヒト条約版EU条約第F条 1項 連合は、[歐州人権条約] による保障され、かつ加盟国に共通の憲法的伝統に由来する基本権を「EU」法の一般原則として尊重する。
- (21) EU条約第六条 1項 連合は、…EU基本権憲章に定める権利、自由及び原則を承認する。同憲章は、基本条約と同一の法的価値を有する。

同憲章の規定は、基本条約に規定するEUの権限をいかなる意味でも拡大するものではない。

同憲章上の権利、自由及び原則は、その解釈及び適用を規律する憲章第七編の規定に従い、憲章にいう説明であつて、これらの規定の淵源を述べたものに適正な考慮を払つて解釈されなければならない。

1項 連合は、「歐州人権条約」に加入する。この加入は、基本条約に定めるEUの権限に影響を及ぼすものではない。
111項 「歐州人権条約」により保障され、かつ加盟国に共通の憲法的伝統に由来する基本権は、EU法の一般原則を構成する。
(訳出に際しては、松井芳郎編集代表『ベーシック条約集』東信堂 (11010年) 57頁を参照。)

- 庄司克宏『EU法 基礎編』岩波書店 (110011年) 161~4頁、庄司・前掲注(5)111 17~8頁、111 17~45頁。
- (22) 庄司・前掲注(5)111 九頁。
- (23) C-260/89 *Elliniki Radiophonia Tiléorassi AE and Panellinia Omospōndia Syllogon Prossopikou v Dimotiki Etairia Pliroforissis and Sotirios Kouvelas and Nicolaos Audellas and others* [1991] ECR-I 2925, para. 42.
- (24) Case C-159/90 *SPUC v. Grogan* [1991] ECR, I-4741, Para. 31.
- (25) EU基本権憲章第51条1項 の憲章が、[歐州人権] 条約によつて保障された権利に相当する権利を含む限りにおいて

て、それらの権利の意味および範囲は、同条約が定める意味および範囲と同一である。本条は、連合法がいつそう広範な保護を規定することを妨げない（訳出に際しては、奥脇編・前掲注（8）三六二頁を参照）。

（26） リスボン条約附属宣言一 基本権憲章は、法的拘束力をもつて、歐州人権条約により保障され、加盟国に共通の憲法的伝統に由来する基本権を確認する。

憲章は、連合法の適用範囲を連合の権限を越えて拡張するものではなく、連合の新たな権限または任務を創設するものでもなく、「基本」条約により画定された権限および任務を修正すべきものでもない。（OJ 2010/C 83/337）

（27） EU基本権憲章第五一条二項の憲章は、連合の権限を越えて連合法の適用分野を拡張するものではなく、連合に何かの新しい権限もしくは任務を創設するものでもなく、また両条約において定められた権限および任務を修正するものでもない（訳出に際しては、奥脇編・前掲注（8）三六二頁を参照）。

（28） EU基本権憲章第五一条一項の憲章の規定は、補完性の原則に妥当な考慮を払いつつ、連合の主要機関および専門行政機関を含むその他の機関に対し、および加盟国が連合法を実施するに限り加盟国に対し、適用される。したがって、加盟国はそれぞれの権限にしたがい、あたかも両条約において与えられる連合の権限の限界を尊重しつつ、諸権利を尊重し、諸原則を遵守し、その適用を促進する（訳出に際しては、奥脇編・前掲注（8）三六二頁を参照）。

（29） SORIANO, Mercedes Candel, “The Reception Process in Spain and Italy”, KELLER & STONE SWEET eds., *A Europe of Rights: The impact of the ECHR on national legal systems*, Oxford UP, 2008, p. 401.

（30） 欧州人権裁判所ウェブチャーム <<http://www.echr.coe.int/>（以下略）>（アクセス：11月11年九月四日）。

（31） SORIANO, *op. cit.* at 27, pp. 417-8.

（32） *Ibid.*, p. 433.

（33） Legge 4 agosto 1955, n. 848, *Gazzetta Ufficiale* 24 settembre 1955 n. 221.

（34） “1. Il Presidente della Repubblica è autorizzato a ratificare la Convenzione per la salvaguardia dei diritti dell'uomo e delle libertà fondamentali, firmata a Roma il 4 novembre 1950, ed il Protocollo addizionale alla Convenzione stessa, firmato a

Parigi il 20 marzo 1952.”

- (35) “2. Piena ed intera esecuzione è data alla Convenzione e Protocollo suddetti, a decorrere dalla data della loro entrata in vigore.”

(36) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 402.

(37) MIRATE, Silvia, “A New Status for the ECHR in Italy: The Italian Constitutional Court and the New ‘Conventional Review’ on National Laws”, *European Public Law*, vol. 15 n. 1, 2009, p. 92; SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 405.

(38) CONFORTI, Benedetto, “National Courts and the International Law of Human Rights”, CONFORTI and FRANCIONI ed., *Enforcing International Human Rights in Domestic Courts*, Kluwer Law International, 1997, p. 11.

(39) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 405.

(40) CONFORTI, Benedetto, *Diritto Internazionale*, Jovene, Napoli, 1999, p. 316; CONFORTI, *op. cit.* at 36, pp. 12-14.

(41) イタリア憲法第10条「国際法の遵守、外国人の法的地位・庇護権」1項 イタリアの法秩序は、一般に承認された国際法規にしたがい（訴出に際しては、証言・辯論・審理・前掲注(2)）11頁を参照）。

(42) QUADRI, Rolando, *Diritto internazionale pubblico*, Jovene, Napoli, 1968, p. 64.

(43) Corte cost. sentenza 16 dicembre 1980, n. 188 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト<<http://www.cortecostituzionale.it/>> (アクセス：1991年6月1日)), punto 5. del considerato in diritto; Corte cost. sentenza 19 giugno 1969, n. 104 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：1991年6月1日)), punto 5. del considerato in diritto; Corte cost. sentenza 18 maggio 1960, n. 32 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：1991年6月1日)), punto 3. del considerato in diritto, etc.

(44) イタリア憲法第一條「人権および基本的義務」共和国は、個人としての、および人間の人格が発展する場としての社会組織における、人間の不可侵の権利を承認し、および保障し、免れられない政治的、経済的および社会的連帯の義務の履行を要求する（訴出に際しては、阿部・畠編・前掲注(2)11頁を参照）。

- (45) COCOZZA, Francesco, *Diritto comune delle libertà in Europa*, Giappichelli, Torino, 1994, pp. 57-58; BARBERA, A., “Commento all’art. 2 Cost.”, by G. Branca, *Commentario alla Costituzione*, Zanichelli, Bologna, 1975, p. 102, etc.
- (46) MORI, P., “Convenzione europea dei diritti dell’uomo, Patto delle Nazioni unite e Costituzione italiana”, *Rivista di Diritto Internazionale*, 1983, pp. 322-326; PICCHIO ゼ’イタニト憲法第 11 条が規定して「社権の制限」ゼ’国連のルール、歐州人権条約が備わつて個人自由制度を備べてこねど、繰り国際組織の規範もこれに準じて、EU がもとより歐州人権条約のイタリト憲法第 11 条の射程に包含されるべきであるとした (PICCHIO, L. Forlati, “Deroga alla giurisdizione e parità delle armi nel processo del lavoro”, *Studi Parmensi*, XVIII, Milano, 1977, p. 232).
- (47) TAR Trentino-Alto Adige, Trento, sentenza 17 luglio 2008, n. 171; MARTINICO, Giuseppe, “Is the European Convention Going to be ‘Supreme?’ A Comparative-Constitutional Overview of ECHR and EU Law before National Courts”, *EJIL* Vol. 23 No. 2, 2012, 423.
- (48) C-260/89 *cit. at 23*, para. 42.
- (49) PANZERA, Claudio, “Il bello d’essere diversi. Corte costituzionale e Corti europee ad una svolta”, *Rivista Trimestrale di Diritto Pubblico*, 2009, n. 1, p. 1, pp. 26-30.
- (50) SALVATO, Luigi, “La tutela dei diritti fondamentali nelle fonti interne ed ‘esterne’: poteri e compiti del giudice ‘comune’”, *Il Diritto dell’Unione Europea*, 2011, n. 1, p. 260.
- (51) RUGGERI, Antonio, “Riconoscimento e tutela ‘multilivello’ dei diritti fondamentali, attraverso le esperienze di normazione e dal punto di vista della teoria della Costituzione”, 8 giugno 2007 (Associazione Italiana dei Costituzionalisti ハナガヤム <<http://archivio.rivistaaic.it/dottrina/libertadiritti/ruggeri.html>> (アクリヤム: 110110年八月110日)).
- (52) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 428.
- (53) イタリア裁判官が国際法規定の適用に不慣れな象徴的な例の 1 つとして SCOVAZZI ゼ’一九九一年イタリア憲法裁判所判決第六回を挙げてゐる。同件判示におけるイタリア憲法裁判所は、自由権規約が未だ充分な数の締約国による批准を

れてこなごため、多数国条約として未発効である述べた (Corte cost. sentenza 5-24 febbraio 1992, n. 62 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト punto 6. del considerato in diritto (アクセス: 1990-11年6月回田))) が、実際は自由権規約は一九七六年二月二日を発効しておらず、イタリアに關して一九七八年二月十五日より施行された (一九七七年九月二十五日法律第八八一號) SCOVAZZI, Tullio, "The Application by Italian Courts of Human Rights Treaty Law", CONFORTI, B., and FRANCIONI, F., eds, *Enforcing International Human Rights in Domestic Courts*, Martinus Nijhoff Publishers, The Hague, 1997, pp. 59-60, 65.

- (54) Corte cost. sentenza 22 dicembre 1980, n. 188 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス: 1990-11年6月回田)); Corte cost. sentenza 9 luglio 1970, n. 123 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス: 1990-11年6月回田)).
- (55) Corte cost. sentenza 23 novembre 1967, n. 120 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス: 1990-11年6月回田)); Corte cost. sentenza 12-27 luglio 2000, n. 376 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス: 1990-11年6月回田)).
- (56) Corte cost. sentenza 11 marzo 1961, n. 1 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス: 1990-11年6月回田)); Corte cost. sentenza 14 dicembre 1995, n. 505 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス: 1990-11年6月回田)); Corte cost. ordinanza 12-25 luglio 2001, n. 305 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス: 1990-11年6月回田)).
- (57) Corte cost., sentenza 19 gennaio 1993, n. 10, *Giurisprudenza Costituzionale*, 1993, 52.
- (58) Corte di Cassazione, sentenza 12 febbraio 1982, *Giustizia Penale*, 1983, III, 20; Cassazione, sentenza 11 ottobre 1990, *Rivista Internazionale dei Diritti dell'Uomo*, 1991, p. 927; Cassazione, sentenza 1 ottobre 1991, *Rivista Internazionale dei Diritti dell'Uomo*, 1992, p. 815.
- (59) Cassazione, sentenza 23 marzo 1983, *Giustizia Penale*, 1984, III, 226; Cassazione, sentenza 18 dicembre 1986, *Rivista Internazionale dei Diritti dell'Uomo*, 1988, I, p. 122; Cassazione, sentenza 23 febbraio 1999, *Rassegna Forense*, vol. 32, 1999, p. 943.
- (60) Cassazione, sentenza 14 luglio 1982, n. 6978, *Rivista Penale*, 1983, p. 447; Cassazione, sentenza 13 luglio 1985,

Giurisprudenza Italiana, 1986 II, 72; Cassazione, sentenza 14 aprile 1988, *Foro Italiano*, 1986 II, 269.

(61) Cassazione, sentenza 23 novembre 1988, *Rivista Internazionale dei Diritti dell'Uomo*, 1990, p. 419.

(62) Cassazione, sentenza 22 novembre 1990, *Rivista Internazionale dei Diritti dell'Uomo*, 1991, p. 924.

(63) Corte cost., sentenza 19 gennaio 1993, n. 10, *Giurisprudenza Italiana*, 1993, I, 1, 1613.

(64) Cassazione, sentenza 10 luglio 1993, *Medrano, Cassazione Penale*, 1994, 439.

(65) Cassazione, sentenza 8 luglio 1998, n. 6672, *Rivista Italiana Diritto Pubblico Comunitario*, 1998, 1380.

(66) Cassazione, sentenza 10 luglio 1991, n. 7662, *Giustizia Civile*, 1992, I, p. 744.

(67) Tribunale di Roma, sentenza 7 agosto 1984, *Temi Romana*, 1985 II, p. 979.

(68) CSM, sentenza 5 luglio 1985, *Foro Italiano*, 1986, III, 46.

(69) Commissione tributaria Regionale di Milano, sez. V, sentenza 19 settembre 2000, *Rivista Italiana di diritto pubblico comunitario*, 2002, p. 160; Tribunale di Genova, sentenza 4 giugno 2001, *Foro italiano*, 2001, I, 2653.

(70) *Gazzetta Ufficiale* n. 248, 24 ottobre 2001.

(71) 諸君に鑑みてせざる區々・要驟・福禰社(≈) 一一一 〔眞也參照〕。

- (72) TREVES, Tullio, *Diritto Internazionale*, Giuffrè, 2005, pp. 692-3; CONFORTI, "Sulle Recenti Modifiche della Costituzione Italiana in Tema di Rispetto degli Obblighi Internationali Comunitari", *Foro Italiano*, novembre 2002, V, 229 (estratto), p. 4; RESCIGNO, Giuseppe Ugo, "Note per la Costruzione di un Nuovo Sistema delle Fonti", *Diritto Pubblico* 2002 vol.3, il Mulino, Bologna, 2002, p. 784, etc.
- (73) Corte cost. sentenza 12 novembre 2002 n. 445 (イタリヤ憲法裁判所ウハガキテ (ムクヤク : 110 111年-四四四)).
- (74) Corte cost. sentenza 16 luglio 2004, n. 231 (イタリヤ憲法裁判所ウハガキテ (ムクヤク : 110 111年-四四四)).
- (75) Cassazione, sentenza 19 luglio 2002, n. 10542, *Foro Italiano*, 2002, I, 2606; Cassazione, sentenza 3 settembre 2004, n. 17837, *Rivista Italiana di Diritto Pubblico Comunitario*, 2005, p. 275.

- (76) CONFORTI, *op. cit.* at 70, p. 4; RESCIGNO, *op. cit.* at 70, p. 784, etc.
- (77) Cassazione, sentenza 26 gennaio 2004, n. 1338, *Foro Italiano*, 2004 I, 693; Cassazione, sentenza 12 luglio 2006, n. 32678 (penale it フ ハ ピ ナ フ バ ル <<http://www.penale.it/>> (ハ ク ヤ バ : 110 111年ハ マ ツ ハ ヴ)); Cassazione, sentenza 1 dicembre 2006-25 gennaio 2007, n. 2800 (federalismi.it フ ハ ピ ナ フ バ ル <<http://www.federalismi.it/>> (ハ ク ヤ バ : 110 111年ハ マ ツ ハ ヴ)).
- (78) Cassazione, sentenza 10 marzo 2004, n. 4932 (amicuscuriae.it フ ハ ピ ナ フ バ ル <<http://www.amicuscuriae.it/>> (ハ ク ヤ バ : 110 111年ハ マ ツ ハ ヴ)); Cassazione, sentenza 27 marzo 2004, n. 6173 (amicuscuriae.it フ ハ ピ ナ フ バ ル (ハ ク ヤ バ : 110 111年ハ マ ツ ハ ヴ)).
- (79) Cassazione, sentenza 11 giugno 2004, n. 11096, *Corriere Giuridico*, 2004, p. 1467; Cassazione, sentenza 3 settembre 2004, n. 17837, *Rivista Italiana di diritto pubblico comunitario*, 2005, p. 275; Cassazione, sentenza 23 dicembre 2005, n. 28507 (altalex フ ハ ピ ナ フ バ ル <<http://www.altalex.com/>> (ハ ク ヤ バ : 110 111年ハ マ ツ ハ ヴ)).
- (80) 順井忠『国懸念』(相談室' 110 111年)・國(111年)。
- (81) Consiglio di Stato, 24 marzo 2004, n. 1559 (ハ ク ヤ バ : 110 111年ハ マ ツ ハ ヴ <<http://www.giustizia-amministrativa.it/>> (ハ ク ヤ バ : 110 111年ハ マ ツ ハ ヴ)), punto 6.3.2. del diritto; Cons. Stato, 10 agosto 2004, n. 5499 (ハ ク ヤ バ : 110 111年ハ マ ツ ハ ヴ <<http://www.giustizia-amministrativa.it/>> (ハ ク ヤ バ : 110 111年ハ マ ツ ハ ヴ)), punto 4.3.3. del diritto.
- (82) Corte d'Appello di Roma, ordinanza 11 aprile 2002, *Giurisprudenza Costituzionale*, 2002, 2221; Corte d'Appello di Firenze, sentenza 20 gennaio 2005, n. 570 (altalex フ ハ ピ ナ フ バ ル (ハ ク ヤ バ : 110 111年ハ マ ツ ハ ヴ)); Corte d'Appello di Firenze, sentenza 22 marzo 2005, *Giurisprudenza di Merito*, 2005, p. 1649; Corte d'Appello di Firenze, sentenza 14 luglio 2006, n. 1403 (AmbienteDiritto.it フ ハ ピ ナ フ バ ル <<http://www.ambientediritto.it/>> (ハ ク ヤ バ : 110 111年ハ マ ツ ハ ヴ)).
- (83) Corte d'Appello di Firenze, sentenza 9 giugno 2007, *Rivista Giuridica del Lavoro e della Previdenza Sociale*, 2008 II, p. 479.
- (84) Tribunale di Pistoia, sentenza 23 marzo 2007, *Rivista Giuridica del Lavoro e della Previdenza Sociale*, 2008 II, p. 481.

- (85) SORIANO, *op. cit.* at 27, pp. 432-433.
- (86) Legge 9 gennaio 2006 n. 12, “Disposizioni in materia di esecuzione delle pronunce della Corte Europea dei Diritti dell’Uomo”, *Gazzetta Ufficiale* 19 gennaio 2006 n. 15 (イタリア議会ウェブサイト <<http://www.parlamento.it>> (アクセス：110-111年7月11日)).
- (87) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 433.
- (88) Corte cost., sentenza 24 ottobre 2007, n. 348 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：110-111年10月4日)).
- (89) Corte cost., sentenza 24 ottobre 2007, n. 349 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：110-111年10月4日)).
- (90) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 428.
- (91) Corte di Cassazione, ordinanza 20 maggio 2006, n. 11887, *Giurisprudenza Italiana*, 2007, 15171, etc.
- (92) MIRATE, *op. cit.* at 35, p. 98.
- (93) Corte cost., sentenza 16 giugno 1993, n. 283 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：110-111年6月4日)).
- (94) 欧州人権条約第一議定書第一条（財産の保護）すべての自然人または法人は、その財産を平和的に享有する権利を有する。何人も、公益のために、かつ、法律および国際法の一般原則で定める条件に従う場合を除くほか、その財産を奪われない。
- ただし、前項の規定は、国が一般的利益に基づいて財産の使用を規制するため、または租税その他の拠出もしくは罰金の支払を確保するために必要とみなす法律を施行する権利を何ら害するものではない（広部和也・杉原高嶺編集代表『解説条約集1100八』(111省略) 1100八年、1111四百）。
- (95) ECtHR, Great Chamber, 29 March 2006, *Scordino v. Italy*, (N. 36813/97) (欧洲人権裁判所ウェブサイト (アクセス：110-111年6月4日)); ECtHR, Fourth Section, 17 May 2005, *Scordino v. Italy*, (N. 43662/98) (欧洲人権裁判所ウェブサイト (アクセス：110-111年6月4日)).
- (96) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 407.
- (97) 酒井・前掲注(86)11九1頁。

- (98) MIRATE, *op. cit.* at 35, p. 99.
- (99) ROSSI, Lucia Serena, “Recent Pro-European trends of the Italian Constitutional Court”, *CMLR* Vol. 46, 2009, p. 323.
- (100) MIRATE, *op. cit.* at 35, p. 100.
- (101) ADINOLFI, “The Judicial Application of Community Law in Italy”, *CMLR*, 1998, 1313 ss.; SICILIANO, A., “State Liability for Breaches of Community Law and its Application within the Italian Legal System”, *European Public Law*, 1999, 405; MASTROIANNI, R., “On the Distinction between Vertical and Horizontal Direct Effects of Community Directives: What Role for the Principle of Equality?”, *European Public Law*, 1999, 417; MENGOZZI, Paolo, “Corte di giustizia, giudici nazionali e tutela dei principi fondamentali degli Stati membri”, *Il Diritto dell’Unione Europea*, 2012, n. 3, p. 562.
- (102) MIRATE, *op. cit.* at 35, p. 100.
- (103) 欧州人権条約第五二条（既存の人権の保護）との条約とのかなる規定ぬ、こやれかの締約国の法律が該締約国が当事國ふなつてこねこやれかの他の協定に基づてこゝに保障されぬ人の人権ぬよる基本的自由のこかなぬのゆ制限し、あたはやふかの逸脱を詰やぬのゆ解つてせなむこと（奥脇編・前掲注(∞)111五五頁）。
- (104) POLAKIEWICZ, J., “The Status of the Convention in National Law”, R. Blackburn — J. Polakiewicz, *Fundamental Rights in Europe*, Oxford, 2001, pp. 52-53.
- (105) V.V.A.A., “The Doctrine of the Margin of Appreciation under the European Convention on Human Rights: Its Legitimacy in Theory and Application in Practice”, *H.R.L.J.*, 1998, 1-36; MACDONALD, R. St. J., “The Margin of Appreciation in the Jurisprudence of the European Court of Human Rights”, *International Law at the time of its Codification, Essays in honour of Judge Robert Ago*, Milano, 1987, 187.
- (106) WILDHABER, L., “A Constitutional Future for the European Court of Human Rights?”, *HRLJ*, 2002, 162.
- (107) MIRATE, *op. cit.* at 35, p. 101.
- (108) *Ibid.*

- (109) GRECO, G., “I rapporti tra Ordinamento Comunitario e Nazionale”, M. P. Chiti — G. Greco, *Trattato di Diritto Amministrativo Europeo*, II ed., Milano, 2007, p. 857; ADINOLFI, A., *op. cit.* at 101, p. 1322.
- (110) MIRATE, *op. cit.* at 35, pp. 101-2.
- (111) SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 407.
- (112) ベタリヤ法規範における歐州人権条約の完全な実効性を確保するには、歐州人権条約をイタリア憲法に組み込む（incorporate）ことが必要であるとする主張もある（例えば、憲法問題委員会のイタリア憲法第111条改正のための報告書）（SORIANO, *op. cit.* at 27, p. 426）。
- (113) MIRATE, *op. cit.* at 35, p. 103.
- (114) Corte cost. sentenza 27 febbraio 2008, n. 39 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：110111年六月四日)); Corte cost. ordinanza 2 aprile 2009, n. 97 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：110111年六月四日)); Corte cost. ordinanza 8 maggio 2009, n. 143 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：110111年六月四日)); Corte cost. ordinanza 22 maggio 2009, n. 162 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：110111年六月四日)); Corte cost. sentenza 26 novembre 2009, n. 311 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：110111年六月四日)).
- (115) Cassazione, sentenza 14 gennaio 2008, n. 599 (ヴェネツィアIUAV大学ウェブサイト) <<http://www.iuav.it/>> (アクセス：110111年六月四日).
- (116) Cassazione, sentenza 6 maggio 2009, n. 10415, *Rivista di Diritto Internazionale*, 2009, p. 1194.
- (117) Cons. Stato, sentenza 30 ottobre 2007, n. 5830 (イタリア国務院ウェブチャート (アクセス：110111年六月四日)).
- (118) Tribunale di Ravenna, sentenza 16 gennaio 2008, *Rivista Giuridica del Lavoro e della Previdenza Sociale*, 2008 II, p. 480.
- (119) LEGGE 2 agosto 2008, n. 130, Gazzetta Ufficiale n. 185 del 8 agosto 2008, Suppl. Ordinario n. 188.
- (120) 出口規範「EU条約・EU機能条約」ハマハタール 第11回 EU条約第六条と基本的人権の保護 (ト) 『貿易と関税』

第六一卷四号（1101年）七四回^o

(121) 庄司・前掲注(12)111回^o

(122) 同上・11117～九回^o

- (123) Corte cost. sentenza 4 dicembre 2009, n. 317 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：1101年六月四日)); Corte cost. sentenza 12 marzo 2010, n. 93 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：1101年六月四日)); Corte cost. sentenza 28 maggio 2010, n. 187 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：1101年六月四日)); Corte cost. sentenza 4 giugno 2010, n. 196 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：1101年六月四日)).
- (124) Cons. Stato, sentenza 2 marzo 2010, n. 1220 (イタリア国務院ウェブサイト (アクセス：1101年六月四日)).
- (125) TAR Lazio, sentenza 18 maggio 2010, n. 11984 (altalex ウェブサイト (アクセス：1101年六月四日)).
- (126) TAR Lombardia, sentenza 15 settembre 2010, n. 5988 (イタリア国務院ウェブサイト (アクセス：1101年六月四日)).
- (127) Cons. Stato, sentenza 29 settembre 2010, n. 7200 (イタリア国務院ウェブサイト (アクセス：1101年六月四日)).
- (128) Corte cost. sentenza 11 marzo 2011, n. 80 (イタリア憲法裁判所ウェブサイト (アクセス：1101年六月四日)).
- (129) RESCIGNO, *op. cit.* at 70, pp. 772-786.
- (130) FERRARO, Angelo Viglianisi, "Significative Aperture Giurisprudenziali nei confronti della CEDU: Ma <il Fine non Giustifica I Mezzi>", *Diritto Comunitario e degli Scambi Internazionali*, n. 1, Gennaio-Marzo, 2011, p. 7; CONFORTI, Benedetto, "Atteggiamenti preoccupanti della giurisprudenza italiana sui rapporti fra diritto interno e trattati internazionali", *Dir: um. e dir: intern.*, 2008, p. 581 ss; TESAURO, Giuseppe, "Costituzione e norme esterne", *Dir: Un. Eur.*, 2009, p. 213; RUGGERI, Antonio, "La CEDU alla ricerca di una nuova identità, tra prospettiva formale-astratta e prospettiva assiologico-sostanziale d'inquadramento sistematico" (Forum Costituzionale ウェブサイト <<http://www.forumcostituzionale.it/>> (アクセス：1101年六月四日)).
- (131) FERRARO, *op. cit.* at 130, p. 32.

(132) STROZZI, Girolamo, “Il sistema integrato di tutela dei diritti fondamentali dopo Lisbona: attualità e prospettive”, *Il Diritto dell’Unione Europea*, 2011, n. 4, p. 848, pp. 852-856.

(133) 実際に、ペペタの製造に関して、他のEU加盟国業者が立ち入り、在イタリア業者を逆差別やヘタツト法が、EU憲法上は問題となるべき事例がある（Corte cost. sentenza 16-30 dicembre 1997, n. 443（→タリト憲法裁判所ウムアチャーレ（ムクヤス：1101年六月四日）），punti 6-7 del considerato in diritto。）。

(134) STROZZI, *op. cit.* at 132, pp. 858-859.

(135) CANNIZZARO, Enzo, “Diritti ‘diretti’ e diritti ‘indiretti’: i diritti fondamentali tra Unione, CEDU e Costituzione italiana,” *Il Diritto dell’Unione Europea*, n. 1, 2012, pp. 38-39, etc.

(136) VILLAANI, Maria Claudia, “La rinnovata battaglia dei giudici comuni a favore della diretta applicabilità della CEDU. Tra presunta ‘comunitarizzazione’ dei vincoli convenzionali e crisi del tradizionale modello di controllo accentratò della costituzionalità” (federalismi ム ハキマム <http://www.federalismi.it/>（ムクヤス：1101年八月四日）).

(137) FERRARO, *op. cit.* at 130, pp. 41-42.

(138) RUGGERI, Antonio, “La Corte fa il punto sul rilievo interno della CEDU e della Carta di Nizza-Strasburgo (a prima lettura di Corte cost. N. 80 del 2011)”（→タリト憲法裁判所ウムアチャーレ（ムクヤス：1101年六月四日）），pp. 7-8.

(139) CAIANIELLO, Michele, “La Riapertura del Processo per dare Attuazione alle Sentenze della Corte Europea dei Diritti: verso l’Affermarsi di un Nuovo Modello”, *Quaderni Costituzionali*, n. 3, 2001, p. 669.

(140) IMMEDIATO, Miriam, “Il future dei diritti fondamentali nel sistema ‘CEDU- Carta’”, *Diritto Comunitario e degli Scambi Internazionali*, n. 3, 2011, p. 465.

(141) RANDAZZO, Alberto, “Brevi Note a Margine della Sentenza n. 80 del 2011 della Corte Costituzionale” (giurcost.org ム ハキマム <http://www.giurcost.org/decisioni/index.html>（ムクヤス：1101年六月四日）).

(142) LA CHINA, Sergio, “Diritti umani: qualche piccola precisazione”, *Rivista Trimestrale di Diritto e Procedura Civile*, n. 3,

- 2012, p. 835, etc.
- (143) ROSSI, *op. cit.* at 97, p. 325.
- (144) Corte cost. sentenza 28 novembre 2012, n. 264 (イタニア憲法裁判所ウハギヤム (アケヤベ : 10月11年六月四日)).
- (145) ECtHR, Second Section, 31 May 2011, *Maggio and others v. Italy*, (Nos. 46286/09, 52851/08, 53727/08, 054486/08 and 56001/08 (欧州人権裁判所ウハギヤム (アケヤベ : 10月11日四日))).
- (146) Corte costituzionale, *Giustizia Costituzionale dell'Anno 2012*, 12 aprile 2013 (イタニア憲法裁判所ウハギヤム (アケヤベ : 10月11日七月四日)), p. 353.
- (147) CANNIZZARO, *op. cit.* at 135, pp. 179-80; Corte cost. sentenza 4 dicembre 2009, n. 317 (イタニア憲法裁判所ウハギヤム (アケヤベ : 10月11日九月四日)), punto 7. in considerato in diritto.
- (148) Corte cost. sentenza 1980, n. 188 *cit.*, punto 5. in considerato in diritto.
- (149) Case 222/84, *Marguerite Johnston v Chief Constable of the Royal Ulster Constabulary*, [1986] ECR 1651, para. 18; Cases 46/87 and 227/88, *Hoechst AG v. Commission*, [1989] ECR 2859, para. 13.
- (150) Corte d'Appello di Roma, ordinanza 11 aprile 2002, *Giurisprudenza Costituzionale*, 2002, p. 2221; Commissione tributaria Regionale di Milano, sez. V, 19 settembre 2000, *Rivista Italiana di diritto pubblico comunitario*, 2002, p. 160, etc.
- (151) Corte cost. sentenza 2007, n. 348 *cit.*, punto 4.3. in considerato in diritto; Corte Cost., sentenza 2007 *cit.*, n. 349, punto 6.2. in considerato in diritto.
- (152) Corte cost., sentenza 2007, n. 348 *cit.*, punto 3.3. in considerato in diritto; Corte Cost., sentenza 2007, n. 349 *cit.*, punto 6.1. in considerato in diritto.